

第2章 基本理念・教育目標を実現するための平成29年度施策・事業の概要

施 策 番 号	1－(1)
施 策 名	学力の育成
島根の教育目標	向かっていく学力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①学校・家庭・地域での学力観の共有

学力(学ぶ力・学んだ力)とは何かという学力観についてわかりやすい形にまとめ、学校・家庭・地域で共有し、教職員・子どもたち・保護者が共通認識を持って行動することができるよう取り組みます。

○学力観を共有するための情報提供の充実

◇めざす学力についての家庭・地域への発信

教員、児童生徒、保護者等が学力育成に向けて共通認識を持って行動できるよう、めざす学力(学ぶ力・学んだ力)や学力育成に向けた取組について学校・家庭・地域にわかりやすく発信します。

◇家庭での取組についての啓発

家庭学習の必要性やそのあり方、家庭での子どもへの関わり方(発達段階に応じたほめ方、しかり方など)についての啓発活動を充実します。

②学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

小学校段階から、学力の基盤となる言語に関する能力をはじめとした基礎・基本の定着を図るなど、「学んだ力(知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力)」を高めるとともに、「学ぶ力(主体的に学び、向上しようとする力)」を高める授業の工夫・改善を推進します。

○小学校段階からの言語活動の充実

○基礎的な知識・技能を定着させ、思考力・判断力・表現力を高める授業の充実

○学習意欲や知的好奇心を高める授業の充実

◇めざす授業の実現に向けての情報発信

(ア)学習指導要領に基づいた教育課程の適切な編成・実施・評価のポイントについて「各教科等の指導の重点」「指導の重点(個人用)」により発信し、各学校での活用を図ります。

(イ)学ぶ力・学んだ力を高める授業づくりのポイントについて発信し、各学校での活用を図ります。

(あ)発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る授業づくり

(い)言語活動の充実により思考力・判断力・表現力を高める授業づくり

(う)学習意欲や知的好奇心を高める授業づくり

◇教員に求められる授業力の明確化と発信

(ア)教員に求められる授業力と授業評価の視点を発信し、各学校での活用を図ります。

(あ)授業力のある教員が実施する公開授業の参観や、効果のある授業研究への参加に関する情報の発信

(い)上記の公開授業や授業研究を映像資料として蓄積し、各学校での校内研修で利用できる仕組みづくり

③学力調査結果の分析に基づく授業の改善

学校における学力育成策の立案にあたっては、計画、実行だけでなく、その前後の学力調査結果などのデータ分析や検証まで含めたPDCAサイクルとなるようにし、授業の改善に取り組みます。

○学力調査結果の分析による課題の把握

○課題に対応した授業改善に関する研修の充実

○子どもの学力の定着状況に基づいた個別指導の徹底

○授業改善の参考事例に関する情報提供の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
島根県学力調査 (教育指導課)	県内公立の小学校3年生から中学校2年生を対象に学力調査を実施し、児童生徒一人一人に結果を返却し、個別指導に役立てます。	43,481

◇学力と学習状況の調査結果等を生かした授業改善のためのPDCAサイクルの確立

- (ア) 調査結果分析用ソフトを活用した分析手法の研修を実施し、各学校で課題の把握ができるようにします。
- (イ) 学習評価と調査結果の分析を基に授業改善を進めるための研修を実施し、学校全体で組織的に授業改善が進められるようにします。
- (ウ) 小・中学校の学力調査や高等学校の学力テストの分析結果を小・中・高で共有し、発達段階に応じて身に付けるべき力を踏まえた、系統性のある授業づくりを進めます。

◇学力調査等の活用による個別指導の充実

- (ア) 学力調査等を活用して児童生徒の学力の定着状況を把握し、当該学年において身に付けるべき学力の定着のための個別指導を充実させます。

④教員の指導力向上のための指導・研修の充実

教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直し、効果測定を必ず行うなどPDCAサイクルを確立することにより、指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう取り組みます。

- 教育センター等における研修内容の改善
- 授業研究に基づく校内研修の活性化
- 教員の自主研修に対する支援の充実
- 学校訪問指導における指導方法の改善

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
チームしまね」進学対策事業 (教育指導課)	各学校での改善・工夫・実践を県全体で共有し、「チームしまね」として県全体の進路指導力の向上を目指す仕組みを構築することにより、学校組織の活性化と教員の意識改革を図ります。	791
総合的な学習の時間 改善に向けたカリキュラム・マネジメント研修 (教育センター)	次期学習指導要領における「カリキュラム・マネジメント」の趣旨について理解を進め、「総合的な学習の時間」をカリキュラム・マネジメントの視点から改善していくための方向性を得られるようにする。	59
授業の質向上プロジェクト事業	めざす学力(学ぶ力・学んだ力)をすべての子どもたちが身に付けられるよう、学習指導要領の趣旨に沿った算数の授業改善方針等に基づいた実践研究の公開や教材開発を進めるとともに、開発した教材やその他の教育情報を県内の教員が活用するためのしくみを構築し、県全体の授業の質の向上を図ります。	5,122

◇教育センター等における研修の改善

- (ア) 指導や研修の目的を学校の管理職や指導主事が共有し、学校現場において研修成果を検証することで、事後の指導や研修の改善を行います。
- (イ) 喫緊の課題や県の実態に対応した研修となるよう内容を精選します。
- (ウ) 指導主事の指導力を高める研修を実施します。

◇授業研究に基づく校内研修の活性化

- (ア) 各学校が組織的に授業改善を進めていけるよう、授業研究に基づく校内研修の方法についての研修を充実し、校内研修を活性化します。
- (イ) 教員個々の「自己目標評価シート」をOJTに活用します。
- (ウ) 本庁各課・教育センター・教育事務所が発信している教員向け情報を一元化し、教員が利用しやすい仕組みについて検討します。

◇算数授業改善推進校事業による授業改善

- (ア) 算数を中心に授業改善に取り組む小学校を算数授業改善推進校に指定し、しまねの算数授業改善プロジェクトチーム会議等で検討した算数の授業改善方針に基づく実践研究の公開や教材開発を進めます。
- (イ) 8校の算数授業改善推進校の実践研究の成果を積極的に普及し、県全体の質の向上を図ります。

◇学校訪問指導による指導

(ア) 学校訪問指導の種類

(あ) 教育課程の管理等に係る学校訪問指導

主として、学校の実態や要望を把握し、その実態や要望に応じた指導・助言等を行います。

(い) 教科指導等に係る訪問指導

主として、学校等の要請に基づき特定の教科等における指導力の向上、生徒指導や特別支援教育及び人権・同和教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育及びふるさと教育並びに指定事業等に関わる指導・助言を行います。

〔訪問指導の実施状況(平成28年度)〕

(単位:回)

校 種	教育庁各課、 教育事務所、 教育センター の指導主事	市町村派遣の 指導主事
幼稚園・保育園 ・認定こども園	35	292
小 学 校	1,158	2,151
中 学 校	597	1,237

校 種	教育庁各課、 教育事務所、 教育センターの 指導主事	市町村派遣の 指導主事
高等学校	212	39
特別支援学校	68	9
研究会等	397	300
合 計	2,467	4,028

⑤家庭学習の充実に向けた取組の推進

家庭学習の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供し、情報共有と相互理解の上、基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図ることを通して、家庭学習の充実につながるよう取り組みます。

- 予習－授業－復習の学習サイクルの指導の充実
- 家庭学習の習慣化に関する各家庭への情報提供の充実
- 家庭学習の充実につながる授業改善についての研究成果の各学校・家庭への普及

事務事業名	事 業 内 容	予算額(千円)
学習プリント配信システムの実施 (教育指導課)	児童一人一人の課題に応じた基礎学力の向上や家庭での学習習慣の定着を図ること、併せて児童にわかる・できる喜びを味わわせるために、インターネットを活用した学習プリント配信システムを県内すべての公立小学校に整備することで、各市町村における学力向上対策を支援します。	3,078

◇予習－授業－復習の学習サイクルについての指導の充実

- (ア) 宿題等の評価を確実に児童生徒へフィードバックする取組を徹底します。
- (イ) 予習－授業－復習の学習サイクルが定着するためのノート指導や評価活動を充実させます。
- (ウ) 児童生徒それぞれの学習の定着状況に応じて学習プリント配信システムの活用を進めます。

◇家庭学習の充実につながる授業改善の推進

- (ア) 家庭での主体的な学習につながる授業改善について研究を進め、その成果を普及します。

⑥学校のマネジメント力の向上

集中して授業に取り組める良好な教育環境の整備、保護者との信頼関係の構築、学校種間の連携の推進などを実現するための学校のマネジメント力を高めます。

- 管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化
- 隣接校種との接続を踏まえたマネジメントの展開による幼保小中高連携の強化

○「学校運営計画(仮称)」(学習指導方針、生徒指導方針、危機管理方針、部活動方針、相談体制などを記載)の公表・周知の検討

◇家庭・地域への情報提供の充実と教育活動の改善につながる学校評価の実施

(ア) 学校の運営方針、教育内容、成果と課題及び改善に向けての取組などについて、家庭・地域への情報提供を充実させます。

(イ) 学校評価を生かした教育活動の改善を進めます。

◇管理職の支援機能の充実

(ア) 専任スタッフにより、管理職からの相談の対応業務や訪問指導などの管理職支援を行います。

施 策 番 号	1- (2)
施 策 名	ものづくり活動の推進
島根の教育目標	向かっていく学力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①小・中学校におけるものづくり活動の推進

ものづくりの楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組みます。

○ものづくりの楽しさや喜びを実感できる授業の充実

○伝統技術や先進的な技術を学習する授業の充実

◇小・中学校におけるものづくり活動の推進

商工労働部が主催する事業に協力し、ものづくり体験教室を実施しています。

専門高校生が小学校や中学校で木材加工や電気機器についての出前授業を行い、児童生徒のものづくりへの意欲を高める活動を行っています。

ふるさと教育の一環として、地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりに触れるとともに、子ども自らも、ものづくり活動に取り組んでいます。

②専門高校における産業人材の育成

本県のものづくり産業を担う人材を育成するため、専門高校を中心に、高等学校でのものづくり教育を推進します。また、技術の高度化の進行に対応するために、より専門的な知識や技能を持つ人材の育成に取り組みます。

○産業界や高等教育機関との連携の強化

○インターンシップの充実

○職業資格の取得への奨励・顕彰の推進

○高度な専門性を有する外部人材の活用

○実践的な研修による教員の指導力向上の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
学びを活かそう事業 (教育指導課)	専門高校の生徒による産学官の連携による問題解決型学習を通じて、ものづくりに対する興味・関心を高め、生徒の持つ能力をさらに伸ばすための一助とするものです。具体的には次のような取組に支援を行います。 ○ものづくりや人づくりのすばらしさを伝える取組 ○将来のスペシャリストを育成する取組 ○学校・地域・産業界の絆を強める取組	30,000
産業教育設備整備 事業 (教育施設課)	優れた人材を育成するため、産業教育用の実習装置を専門高校へ整備します。	197,755

施 策 番 号	1 - (3)
施 策 名	情報教育の推進
島根の教育目標	向かっていく学力
主 な 所 管 課	教育指導課・保健体育課

【基本方針・主な取組】

①調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成

学校図書館を活用した調べ学習やICT機器を活用した授業等を通して、情報を活用する力を育みます。また、インターネット等を活用し、全世界とつながり、国内外の多様な人々との交流を図る学校活動を展開します。

- 発表力を高める「調べ学習プレゼンテーションコンテスト」の実施
- 司書教諭を中心とした学校図書館活用教育研究事業の実施とその成果の普及
- 教員を対象とした学校図書館活用教育の研修の実施
- 図書資料やICTを活用した授業・学習の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進事業〈学校図書館〉 (教育指導課)	学校図書館の機能の充実を図ることにより、小・中学校における図書館を活用した教育を充実させ、情報活用能力を身に付けた子どもを育てます。 ○学校図書館活用教育研究事業 研究校を指定し、司書教諭を中心とした学校図書館活用教育を展開して、その成果を広く県内に普及するとともに、児童生徒の情報活用能力及び思考力・判断力・表現力の育成を図ります。 ○学校図書館活用教育研修 教員を対象に研修を実施し、学校図書館の活用方法についての実践的指導力を高め、児童生徒の情報活用能力を育成します。	171,140
県立高校図書館教育推進事業 (教育指導課)	学校司書が未配置の県立高校に学校司書を配置し、探究型学習への関わりによる充実した授業や義務教育から引き続いての図書館教育を実施します。	37,234

②教員の情報活用能力の向上

学校の情報化の基盤となる教員の情報リテラシー及びICT機器の活用能力を向上させる研修の充実を図ります。

- ICTを活用した授業を推進するための研修の充実
- 学校における情報セキュリティの研修の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
ICTの活用による新たな学び推進モデル事業 (教育指導課)	協働型・双方向型の授業を実施するため必要となるプロジェクトや実物投影装置等のICT環境を事業実施校に整備します。 ICT機器を利用した授業の質の向上に向けた研修・取組を行い、導入・運用・活用におけるノウハウを蓄積・発信していきます。	—

③情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

インターネットの特性について、学校、家庭や警察などが連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対してその利点と危険性の周知や情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者への積極的な啓発などを行います。

- 情報モラル教育に関する教職員向け研修の実施
- インターネットの利用が健康や生活習慣に与える影響に関する指導の実施
- 情報発信の際の個人情報管理や人権侵害への配慮等に関する指導の実施
- インターネットを介したコミュニケーションの特性を理解させる指導の実施
- インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施

◇情報教育における指導の重点

情報化社会の高度化に適切に対応する学校教育の在り方は、主体的にものごとを考え、判断できる能力や態度を育成することが重要です。そのため、主体的に学ぶ意欲をもたせること、体験的学習や問題解決的な学習を行うこと、思考力、判断力、創造力を知育の基本に捉えることなどを重視しなければなりません。

情報教育を進めるに当たっては、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質・能力を育成します。

(ア)情報活用の実践力

- ・情報化社会の高度化に主体的に対応できるようにするための資質・能力
- ・課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用能力の育成

(イ)インターネットの特性の理解

- ・インターネットの特性を理解し、情報を主体的に選択・処理・活用し、問題を発見・解決する創造的思考力と合理的判断力

(ウ)情報化社会に参画する態度

- ・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、インターネット上のルールやマナーを守り、安全や権利を守ろうとする態度

なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階に応じ、各教科等の目標、内容及び相互の関連を踏まえつつ、学校教育活動全体を通じて、意図的、組織的、計画的に進めます。

施 策 番 号	1－(4)
施 策 名	読書活動の推進
島根の教育目標	向かっていく学力
主 な 所 管 課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①読書習慣の確立に向けた取組の推進

学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができ活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。

- 学校における朝読書などの多様な読書活動の推進
- 親子読書アドバイザーやしまね子育て絵本の活用による、親子で本に親しむ活動の推進
- 「読みメン」プロジェクトを通じた男性による絵本の読み聞かせの促進
- 公民館や児童館などにおける子どもの読書活動の推進
- 司書、ボランティア向け研修の実施など、子どもの読書活動を支える人材育成の推進
- バリアフリー資料の整備など、すべての子どもの読書を保障する環境の整備

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動総合推進事業 (社会教育課)	第3次「子ども読書活動推進計画」の進行管理を行うとともに、子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、「子ども読書県しまね」の実現を目指します。 (あ) 島根県子ども読書活動推進会議の開催 (い) 子ども読書フェスティバルの開催 (う) 「読みメンてちょう」の作成・配布	3,039
図書館・子ども読書推進事業 (社会教育課)	児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図ります。 (あ) 幼児・児童読書普及 ・読書普及指導員・親子読書アドバイザーの派遣 ・しまね子育て絵本の補充(ねえ、この本読んでプロジェクト)	6,849

	・「おすすめしたいこどものほん」整備 (い) 子ども読書推進講座 ・子どものつどい ・子どもお楽しみ会	
--	--	--

②学校図書館の充実・活用の推進

県立学校や市町村における学校司書等の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、地域のボランティア等の協力を得て学校における読み聞かせの取組を推進します。

- 県立学校における学校司書の配置の充実
- 市町村における学校司書等の配置の促進
- 県立図書館から学校図書館への図書の貸出の充実
- 司書教諭養成の支援事業、学校司書等の資質を向上させる専門研修の実施
- 教職員、地域のボランティアによる読み聞かせの推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進事業(学校図書館) (教育指導課)	学校図書館の機能の充実を図ることにより、小・中学校における読書活動や学校図書館を活用した教育を充実させ、豊かな心(感性・情緒)を育み、確かな学力を身に付けた子どもを育てます。 ○学校司書等配置事業 市町村が行う学校司書等の配置に対する財政的な支援を行い、県内すべての学校図書館が「人のいる図書館」として維持・継続することを目指します。 ○司書教諭養成事業 司書教諭の養成を強化するため、島根大学が行う司書教諭講習の受講に係る旅費を全額補助するとともに、放送大学等を利用した資格取得講習に係る費用(入学科及び授業料)を補助します。 ○学校図書館活用教育研究事業 研究校を指定し、司書教諭を中心とした学校図書館活用教育を展開して、その成果を広く県内に普及するとともに、児童生徒の情報活用能力及び思考力・判断力・表現力の育成を図ります。	171,140
県立高校図書館教育推進事業 (教育指導課)	学校司書が未配置の県立高校に学校司書を配置し、探究型学習への関わりによる充実した授業や義務教育から引き続いての図書館教育を実施します。 (あ) 県立高校への司書配置 未配置の17校に嘱託司書を配置 (い) 学校司書の研修、図書の整備	37,234
特別支援学校図書館教育推進事業 (特別支援教育課)	特別支援学校の学校図書館としての機能を整備し、児童・生徒の学習活動や読書活動の充実を図ります。 (あ) 学校司書の配置 (い) 図書の整備 (う) バリアフリー図書の活用推進(県立図書館との連携) (え) 研修の実施	7,184
図書館・子ども読書推進事業 (社会教育課)	学校図書館活用教育を充実させるため、県立図書館による学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化します。 (あ) 学校司書等の人材養成研修 学校図書館に配置される司書、支援員等が必要とする知識を学ぶための研修を実施します。 (い) 司書配置の強化 (う) 司書教諭の配置 司書教諭(指導主事)1名を配置し、学校図書館活用教育推進のための支援の在り方を検討します。	7,325

③学校図書館を活用した情報活用能力の育成

学校図書館を各教科等で活用することを通して、情報を適切に活用して思考・判断・表現する力を育成します。

- 司書教諭を中心とした学校図書館活用教育研究事業の実施とその成果の普及
- 教員を対象とした学校図書館活用教育の研修の実施

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進事業(学校図書館)(教育指導課)	学校図書館の機能の充実を図ることにより、小・中学校における学校図書館を活用した教育を充実させ、情報活用能力を身に付けた子どもを育てます。 ○学校図書館活用教育研究事業 研究校を指定し、司書教諭を中心とした学校図書館活用教育を展開して、その成果を広く県内に普及するとともに、児童生徒の情報活用能力及び思考力・判断力・表現力の育成を図ります。 ○学校図書館活用教育研修 教員を対象に研修を実施し、学校図書館の活用方法についての実践的指導力を高め、児童生徒の情報活用能力を育成します。	171,140

施策番号	2-(1)
施策名	社会性の育成
島根の教育目標	広がっていく社会力
主な所管課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①体験を通じた社会と関わる力の育成

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育みます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。

- 学校と連携した青少年の長期宿泊体験の支援
- 学校と地域が連携した体験活動の推進
- 公民館等における青少年を対象とした体験活動の推進
- 青少年教育施設における社会性を育む体験プログラムの開発・普及
- 放課後子ども教室等における異年齢集団での交流・体験機会の提供

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
放課後支援(社会教育課)	放課後や週末等に、公民館等や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流したりする場を提供します。	63,559

②体験活動に関する家庭への意識啓発

体験活動を積むことの有益性について、関係機関が家庭に啓発し、子どもたちのチャレンジを後押しします。

- 県立社会教育施設等における子どもの体験活動を通じた保護者への広報・啓発
- 就学時検診、参観日、PTA研修会等における「親学プログラム」を活用した保護者への啓発
- 公民館等における乳幼児学級、子育てサークル等における学習機会の提供

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
家庭教育支援(社会教育課)	市町村が実施主体となり、親学プログラム及び親学ファシリテーターを活用し、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動を実施します。	1,183

施 策 番 号	2－(2)
施 策 名	コミュニケーション能力の育成
島根の教育目標	広がっていく社会力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①言語活動の充実

言語に対する関心や理解を深め、自分と周囲の人や物事との関係性を理解する力を育むため、小学校段階から、子どもたちの言語活動の充実を図ります。

- 各教科のねらいを達成するために必要な言語活動の充実を図る授業改善の推進
- 全教育活動で行う言語活動に関する指導方法の研修の充実
- 教科の特性に応じた言語活動に関する指導方法の研修の充実

◇言語活動の充実に向けての情報発信

- (ア) 言語活動充実のポイントについて「言語活動の充実Q&A」「各教科等の指導の重点」「教職員研修の手引き」等により発信し、各学校での活用を図ります。
- (イ) 言語活動の充実を通し、思考力・判断力・表現力を高める授業づくりのポイントについて発信し、各学校での活用を図ります。

②集団活動等を通した他者と関わる力の育成

授業や様々な活動での集団において、対話やディスカッション、身体表現等を取り入れることを通して、人間関係やチームワークを形成したり、合意形成・課題解決したりする力を育みます。

- 対話やディスカッション等を取り入れた学級活動などの充実
- 児童会・生徒会活動などにおける子どもたちの自主的に活動する能力の育成

◇特別活動の充実

学校教育における特別活動の意義を積極的にとらえ、次のことを重点として特別活動の充実を図ります。

(ア)指導の重点

- (あ) 望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、よりよい人間関係を築く力や社会に参画する態度、自治的能力の育成を図ります。
- (い) 児童生徒の自主的・自発的な活動を一層重視するとともに、発達の段階や課題に即した指導を実践します。
- (う) 各活動等を通して育てたい態度や能力を明確にし、各教科、道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間等との関連を図った計画を立てたり、指導方法や教材を工夫したりします。
- (え) 体験活動や生活を改善する話し合い活動及び多様な異年齢の子どもたちからなる集団活動を一層重視します。

(イ)指導充実の施策

- (あ) 指導主事の学校訪問指導等を通じ、特別活動の充実を図ります。
- (い) 「学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック」等の活用により学習指導要領の趣旨の徹底を図り、特別活動では学級会活動やホームルームにおける話し合い活動の充実を重点に据え、他者とかかわる力を育成します。

施 策 番 号	2－(3)
施 策 名	国際理解教育の推進
島根の教育目標	広がっていく社会力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①国際理解のための取組の充実

子どもたちの他の国の歴史や文化に対する寛容な態度や、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考える力を育む授業の工夫・改善を図ります。

- 総合的な学習の時間、社会科、外国語科及び外国語活動等を中心とした国際理解に関する学習活動の充実
- 古典、歴史、武道など、我が国や地域の伝統、文化を理解する学習活動の充実
- 子どもたちが多様な価値観と触れ合う機会となる海外留学の推進及び海外留学生受入れの促進
- 竹島に関する学習を通じた国際理解に関する学習活動の推進

◇国際理解教育充実のポイントについて、「各教科等の指導の重点」等により発信し、各学校での活用を図ります。

(ア)国際理解教育推進のポイント

- (あ)学校や地域の実態に応じた指導計画の工夫
- (い)コミュニケーション能力の向上
- (う)自国の歴史、地域の文化の尊重
- (え)人権意識の高揚、異文化と共生できる資質・能力の育成
- (お)地球規模で考える視点をもつ態度の育成

◇竹島に関する学習を充実し、本県に係る国際的な課題を解決しようとする子どもたちの意欲を育みます。

- (ア)竹島に関する学習を各学校の年間指導計画に適切に位置付けるとともに、「竹島の日」にあわせた指導を全校体制で行う等、竹島に関する学習の機会の充実に努めます。
- (イ)子どもたちが、竹島問題について正しく理解し、解決への意欲をもてるように、島根県教育委員会発行の、竹島学習副教材DVD、竹島学習リーフレット、「もっと知りたいしまねの歴史」及び「領土に関する教育ハンドブック」等を活用し、竹島に関する学習の充実に努めます。

②国際化に対応するための言語能力の育成

小学校では、外国語活動などを通して英語に慣れ親しみながら世界の人々や異文化に対する理解を深め、中学校・高等学校では、外国語科において英語を使って思いや考えを伝え合うことができる言語能力を育成するなど、小学校から高等学校までを見通しながら、国際化に対応できる基礎的な言語能力の育成を推進します。

- ALTやICTの活用による英語学習の意欲を高める指導の工夫・改善
- 「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標の設定による英語を活用する力の育成
- 英語によるスピーチやディベート、英語キャンプなどを活用した英語使用場面の工夫・改善

◇全ての中学校及び高等学校で「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標を設定し、英語が使える生徒の育成のための授業改善を推進します。

◇外部専門機関と連携した英語科教員研修を実施し、英語教員の英語力及び指導力の向上を図ります。

③早期の外国語教育実施への対応

今後検討される早期(小学校中学年)の外国語教育実施に対応するための準備を行います。

- 外国語教育強化地域拠点における早期英語教育のカリキュラム・指導方法の研究の推進
- 外国語教育強化地域拠点の研究校における授業公開等による研究成果の普及

◇文部科学省「外国語教育強化地域拠点事業」を推進しながら、その成果を授業研究会や報告書等を通して県内の小学校へ普及し、小学校中学年からの英語教育の実施に対応します。

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
国際理解教育推進事業 (教育指導課)	国際理解教育推進のため、外国語指導助手の招致、留学の促進、小・中・高等学校を通じた英語教育強化、日本語指導を必要とする児童・生徒の支援のための研修等を行います。 ○県立学校への外国語指導助手の配置及び派遣 ○留学意欲喚起のための説明会等開催、短期留学プログラム実施、及び高校生等への留学支援金交付 ○小学校英語の教科化を目指した先進的なカリキュラムや指導方法の開発・研究 ○英語教員等の英語力・指導力向上のための研修の実施及び外部検定試験等の受検にかかる支援 ○高校生向け英語セミナーや英語ディベート大会の開催 ○日本語指導を必要とする児童・生徒支援のための教員研修の実施	108,332

施策番号	2-(4)
施策名	ふるさと教育の推進
島根の教育目標	広がっていく社会力
主な所管課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①ふるさと教育の発展的な取組の推進

就学前から高等学校まで、発達の段階に応じたふるさと教育の充実を図ります。

- ふるさと教育に関する全体計画等の作成の推進
- ふるさと教育の推進に関する各校種間の連携の推進
- 「教育の魅力化」のベースとなる就学前から高等学校までの一貫性のある、ふるさと教育の充実

②学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるよう、指導の充実を図ります。

- 発達の段階を踏まえ、ねらいを明確にした指導の推進
- 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進
- 研修等を通じて、ふるさと教育の活用方法に関する教職員間での意識の共有化
- ふるさと教育の取組の検証を行い、効果的な活動を教職員にフィードバック

③地域との連携による活動の充実

公民館等を中心とした、地域全体の学校を支援する体制を充実させるとともに、地域との協働による活動を通して、将来、地域で活動しようとする意欲を喚起します。

- 公民館等を中心とした学校支援体制の充実
- 学校や家庭と連携した公民館等におけるふるさと教育の充実
- 企業や団体等による学校を支援する仕組みづくりの推進
- 職場・企業見学、職場体験等の地域における体験活動の充実

④地域の課題に対応した取組の充実

他部局と連携し、医療人材等の地域の担い手育成など、地域の課題に対応した取組の充実を図ります。

- 担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさと教育推進事業 (社会教育課)	ふるさとに愛着と誇りを持つ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」(＝地域の大人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を推進します。 (あ)市町村交付金 (い)学校と企業等との連携 (う)公民館ふるさと教育推進事業 (え)学校と地域の連携実践研修	30,830

施 策 番 号	2－（５）
施 策 名	学び直しや就労に向けての支援
島根の教育目標	広がっていく社会力
主 な 所 管 課	教育指導課・学校企画課

【基本方針・主な取組】

①課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実

引きこもりや不登校等の状況にある子どもが、意欲を持って学校生活を送ることができるよう、学校や家庭と連携しながら、一人一人の課題に応じた指導や支援の充実を図ります。

- 子ども一人一人の課題に対応した進路相談・教育相談の充実
- 教育、福祉、医療などの関係機関の連携による支援の実施

◇定時制・通信制教育の充実

（ア）定時制・通信制教育の改革

定時制課程・通信制課程については、平成22年4月の宍道高等学校の開校に続き、平成24年4月に浜田高等学校の定時制に昼間部を新たに設置して2部制にし、新たに通信制課程を開設しました。

定時制課程では、他部履修や定通併修等により3年間で卒業することもできます（3修制）。また、通信制課程では、中学校での学習内容との接続を意識した学校設定科目を開設しています。

（イ）定時制・通信制教育振興施策

近年、全日制課程からの転編入学が増える一方、勤労と学業の両立の困難さや修学意欲の減退などによって退学する生徒もいます。

学校においては、生徒の能力や適性に対応した学習内容の精選と指導法の改善に努力を払い、生徒との温かい人間的な触れ合いをもつよう十分配慮して指導に当たっており、次のような施策を行っています。

（あ）島根県教育課程審議会答申に基づく施策の推進

（い）教科書・学習書の無償給与

（ア）通信制

有職生徒のうち、希望する者で、規定単位を修得した者に対して教科書・学習書を無償にする。

（イ）定時制

有職生徒のうち希望する者に対して教科書を無償給与する。

（う）修学奨励費の貸与

経常的収入を得る職業に就いている者で年間収入金額が規定以下の者に貸与し、卒業すると償還は免除する。平成14年度入学生から月額14,000円。

②進路未定者に対する支援の充実

中学校・高等学校の卒業後、または高等学校の中途退学後において進路が未定である子どもが就学・就労することができるよう、関係部局・機関と連携した支援の充実を図ります。

- 中学校・高等学校の進路指導担当、旧担任等による継続的な相談支援の実施
- 連絡調整員による進路未定者の状況把握及び学校や関係機関等との連携による就学・就労に向けた働きかけの実施
- 子ども・若者支援地域協議会における情報共有による支援の推進
- 地域若者サポートステーションとの連携による支援の充実
- NPO法人等との連携による支援の充実
- ハローワーク、ジョブカフェ等との連携による就労支援の充実

事務事業名	事 業 内 容	予算額(千円)
連絡調整員活用事業 (子ども安全支援室)	東部は宍道高等学校、西部は浜田高等学校定時制・通信制を拠点に連絡調整員各2名が、中学校卒業直後及び高校中退直後における、不登校による引きこもりなどの生徒について把握し、社会参加へ向けての連絡調整を行います。	4,353

施 策 番 号	3－（１）
施 策 名	心の教育の推進
島根の教育目標	高まっていく人間力
主 な 所 管 課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①教育活動全体を通じた道德教育の充実

「特別の教科道德」(H30年度から小学校、H31年度から中学校)の全面実施に向け、道德の時間の内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた道德教育を推進することにより、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対する配慮や規範意識、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念などを育みます。

- 学校における道德教育の全体計画、年間指導計画の作成
- 教職員の資質向上のための研修の充実
- 子ども同士の話し合いなどによる「考え、議論する道德」の充実
- 道德教材の研究・開発、指導方法の充実・改善の推進

◇道德教育振興施策

- (ア) 学校訪問による指導の充実(島根県内全ての小学校を指導主事が訪問し、道德科の説明を行う)。
- (イ) 道德教育指導者養成研修(中央指導者研修・ブロック別指導者研修)に指導主事、校長、教頭、教諭等を派遣し、県内の道德教育推進の向上を図ります。
- (ウ) 県内5か所で道德教育に関する教職員対象の研修を行い、「特別の教科道德」の理解を推進します。

◇道德教育指導の重点

- (ア) 全体計画(別葉を含む)及び年間指導計画の改善を図ります。
 - (あ) 各学校の道德教育目標や指導内容の重点を明確にします。
 - (い) 指導の系統性や発展性を十分考慮します。
 - (う) 全教育活動における道德教育を推進し、道德性の育成を図ります。
- (イ) 「特別の教科 道德」の全面実施に向け、「道德の時間」の指導方法の改善を図ります。
 - (あ) 指導のねらいを明確にし、教材の適切な活用を図ります。
 - (い) 学習過程における基本型を理解し、「考え、議論する道德」の実現に努めます。
 - (う) 一人一人の意見、考えや体験を生かし、価値の追究、把握を図ります。
 - (え) 道德的価値についての児童生徒の内面的自覚を深めます。
 - (お) 校長がリーダーシップを発揮し、すべての教員が主体的にかかわるとともに、保護者や地域の人々の参加や協力を得るなど、全校体制のもと授業が多様に展開できるようにします。
 - (か) 年間にわたって授業時数を35単位時間確保し、児童生徒や学校の実態に応じた重点的な指導方法のあり方について工夫します。
 - (ウ) 学校と家庭、地域社会とのより密接な連携に努め、地域の人材を活用するとともに指導方法を工夫します。
 - (エ) 指導計画・指導方法の適正な評価に努めます。

②体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

家庭や地域との連携によるボランティア活動や自然体験などの体験活動を通じて、自分自身の価値を認識させたり、他人への思いやりなどを育んだりします。

- 地域の豊かな自然、歴史、文化と触れ合う体験活動の充実
- 学校における音楽、美術、演劇などの鑑賞活動の充実
- 公民館等における多様な体験活動の推進
- 地域の伝統行事などへの参加の推進

施 策 番 号	3－（２）
施 策 名	「しまねのふるまい」の推進
島根の教育目標	高まっていく人間力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を引き続き図ります。

- ふるまい推進指導資料(5歳児用・小1用)を活用した学習活動の推進
- 学校教育活動全体を通じた「ふるまい」定着の取組の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
しまねのふるまい推進プロジェクト事業 (教育指導課)	子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着を推進していきます。 (「しまねのふるまい推進連絡協議会」「しまねのふるまい体験活動推進事業」「ふるまい推進指導員派遣事業」「広報啓発リーフレット」など)	7,389

②県全体での「ふるまい」の推進

県民に県の「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図ります。

- 大切にしたい「しまねのふるまい」の周知のための広報活動の充実
- 「親学プログラム」を活用した学習活動の推進
- 公民館等における「ふるまい」定着に向けた取組の推進
- 各種団体、企業等との連携による取組の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
しまねのふるまい推進プロジェクト事業 (社会教育課)	各市町村における親学プログラムや親学ファシリテーターを活用した取組支援や公民館等の活動への助成を行います。 (あ) 公民館ふるまい推進事業 公民館を拠点としたふるまいの向上、定着を図る活動を支援します。(1公民館あたり5万円程度) (い) 親学プログラムの普及・定着(「社会性の育成」再掲)	1,000

施策番号	3-(3)
施策名	人権教育の推進
島根の教育目標	高まっていく人間力
主な所管課	人権同和教育課

【基本方針・主な取組】

①人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進

教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現するための取組を推進するとともに、教職員がすべての子どもたちの実態やその背景に目を向け、それぞれの課題を解決していく進路保障の取組を充実させます。

- 学校訪問指導、研究成果の普及等による子どもたちの人権意識、実践力を高める指導の充実
- 管理職、人権・同和教育主任等を対象とした、教職員の実践力を高める研修の充実
- 学校訪問指導等による進路保障の取組の充実
- 進路保障推進協議会等における協議や情報交換による進路保障の取組の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
人権・同和教育研究事業 (人権同和教育課)	(あ) 島根県人権・同和教育研究指定校・園事業 指定を受けた学校に対して、訪問指導等を通じて学習教材の開発や指導方法の改善を図り、人権が大切にされる学校づくりに努めます。 ○平成28～29年度 江津市立江津東小学校 安来市立第一中学校	2,632

	飯南高等学校 石見養護学校 ○平成29～30年度 松江市立しんじ幼保園 海士町立海士小学校 奥出雲町立横田中学校 (い) 人権教育研究指定校事業(文部科学省指定) 指定を受けた学校に対して、訪問指導等を通じて学習教材の開発や指導方法の改善を図り、人権が大切にされる学校づくりに努めます。 ○平成28～29年度 江津市立江津東小学校 安来市立第一中学校 ○平成29～30年度 海士町立海士小学校 奥出雲町立横田中学校 (う) 県立学校人権・同和教育訪問指導事業 指定した県立学校13校を訪問し、各学校における人権・同和教育の充実と教職員の資質の向上を図ります。 (え) 高等学校等地域別人権・同和教育研究事業 県内の高等学校等を7つのブロックに分け、地域の実態に応じた人権・同和教育を推進するための研究協議を行い、高等学校等における人権・同和教育の充実を図ります。	
進路保障推進事業 (人権同和教育課)	(あ) 進路保障に係る推進会議、島根県進路保障推進協議会、進路保障に係る市町村訪問 同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるために、協議や情報交換を通して、共通理解を図ります。 (い) 人権・同和教育専任教員配置 県立学校4校(安来高校・出雲工業高校・大田高校・益田翔陽高校)に人権・同和教育専任教員を配置し、同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組の推進や、当該ブロック内の県立学校及び地域の人権・同和教育の充実に寄与し、本県の人権・同和教育の充実を図ります。 (う) 人権・同和教育指導員配置 4教育事務所(松江・出雲・浜田・益田)に人権・同和教育指導員を配置して、同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒の保護者や関係機関等と連携し、当該児童生徒の実態を把握し、進路保障の取組の充実を図ります。 (え) 進路保障推進事業 同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒に対して、学習支援や体験活動、交流活動等を行い、進路保障の取組の充実強化を図ります。	12,211
教職員人権・同和教育研修 (教育センター)	(あ) 人権・同和教育主任等研修 人権・同和教育主任等を対象に、進路保障を柱とした人権教育の推進に関する実践的な研修を通じて、主任としての立場や役割に対する自覚と認識を深めます。 (い) 同和問題学習講座 教職員を対象として、同和問題学習の指導方法等についての研修を行い、指導者としての実践力の向上を図ります。 (う) 就学前人権・同和教育講座 幼稚園等教職員及び保育士等を対象として、進路保障の理念に基づく保育を実践するための資質及び実践力の向上を図ります。	51
人権・同和教育行政推進事業 (人権同和教育課)	(あ) 島根県人権同和教育推進協議会 本県における人権・同和教育推進上の諸問題について協議し、人権・同和教育の推進と充実を図ります。 (い) 教育庁人権同和教育推進会議	310

	県教育委員会の関係各課が連携・協調して、人権・同和教育の推進について調整を図ります。 (う)人権教育指導資料作成事業 人権教育資料を作成し、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図ります。	
--	---	--

◇「児童の権利に関する条約」の啓発

各学校においては、「児童の権利に関する条約」の批准以来、これまで、校内研修等を利用して条約に係る教職員の認識を高めるとともに、児童生徒及び保護者への啓発に努めてきました。

県教育委員会では、小・中学校及び県立学校の児童生徒向けの啓発資料を作成しており、平成20年度からはホームページ上に掲載し、児童生徒及び保護者に対し本条約の原則及び規定の一層の啓発を図ることとしています。平成24年度から小学生用啓発資料改訂版を小学3年生に配付しました。また、平成25年度から中学生・高校生用啓発資料改訂版を中学1年生に配付しています。

②地域全体での人権教育の推進

すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。

- 子どもから大人までを対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供の推進
- 地域における人権・同和教育関係者による情報交換の実施
- 人権・同和教育の問題の解決に向けた取組に関する地域ぐるみでの協議の実施
- 地域における人権・同和教育を推進する指導者を養成する研修の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
人権・同和教育推進事業 (人権同和教育課)	(あ)人権・同和教育地域推進ネットワーク事業連絡協議会 県内5地域ごとに、行政、学校、関係機関・団体、企業等の人権・同和教育推進組織が連携を図り、地域ぐるみで取り組む教育・啓発活動のあり方について協議を行い、地域における総合的な推進体制の確立を図ります。 (い)人権・同和教育を考える県民のつどい 人権・同和教育地域推進ネットワーク事業等の成果を踏まえて、講演、教育・啓発展等を行い、県民の人権意識を高めていくよう努めます。 (う)人権・同和教育研究促進事業 県と市町村、人権・同和教育推進組織が連携して、全県的な活動の一層の促進に努めます。 (え)人権・同和教育「PTA活動」育成事業 PTAにおける研修・実践活動を促進し、園・学校における人権・同和教育の充実とその成果を地域社会に波及していくよう努めます。 ○平成28～29年度 江津市立江津東小学校PTA 安来市立第一中学校PTA 飯南高等学校PTA 石見養護学校PTA ○平成29～30年度 松江市立しんじ幼保園PTA 海士町立海士小学校PTA 奥出雲町立横田中学校PTA	2,591
人権啓発指導者養成事業 (人権啓発推進センター)	(あ)社会人権・同和教育啓発基礎講座 全市町村の新任担当者等を対象にした研修を行い、資質と実践力を高めます。 (い)社会人権・同和教育啓発隠岐講座 隠岐地域の担当者・推進者を対象に研修を行い、資質と実践力を高めます。 (う)社会人権・同和教育指導者専門講座	1,998

	全市町村の指導者を対象に研修を行い、指導者としての資質と実践力を高めます。 (え) 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 各市町村より推薦された指導者を対象に、地域中核指導者としての研修を行い、地域における幅広い講座、研修、学習会等に対応できる実践的な指導者の養成を図ります。 (お) 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 地域中核指導者養成講座の修了者、各市町村より推薦された指導者を対象に、人権・同和教育に関する系統的、体系的な学習を継続的に進め、地域中核指導者としての資質の向上を目指します。 (か) 公民館等人権・同和教育関係者研修 公民館長等社会教育施設関係職員や各市町村の人権・同和教育啓発担当職員を対象に、社会人権・同和教育推進の指導者としての資質を高め、実践力の向上を図ります。 (き) 人権・同和教育を考える女性の集い 女性団体の会員を対象として、人権・同和教育を女性の立場で正しく理解し、問題解決への力量と実践力を高め、人権・同和教育の地域への浸透を図ります。 (く) 同和教育青年団体研修 青年団体の会員を対象として、同和教育の理解を深め、問題解決への力量と実践力の育成を図ります。	
社会人権・同和教育市町村訪問 (人権啓発推進センター)	(あ) 社会人権・同和教育市町村訪問 社会人権・同和教育及び人権啓発の推進に向けて、市町村と県が連携して諸課題とその解決の在り方について協議します。	—

施 策 番 号	3 - (4)
施 策 名	いじめ・不登校に対する取組の充実
島根の教育目標	高まっていく人間力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①組織的な支援体制の整備

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学校が組織的に対応できる体制を整備するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

- 子どもと親の相談員の配置による支援体制の整備
- 中学校クラスサポートティーチャーの配置による支援体制の整備
- スクールソーシャルワーカーの配置による支援体制の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教育相談員配置事業 (子ども安全支援室)	定時制と通信制を併置する高等学校2校及び分校1校に「教育相談員」を配置し、不登校・中途退学・問題行動等の課題を抱える生徒や保護者の日常的な教育相談に応じる対応を行います。	2,804
スクールソーシャルワーカー活用事業 (子ども安全支援室)	児童生徒が置かれた様々な環境の問題に対処するため、関係機関と連携・調整するコーディネートや校内の体制づくりの支援を行います。 ※19市町村	31,866
子どもと親の相談員配置事業 (子ども安全支援室)	子どもと親の相談員を25の小学校に配置し、小学校の教育相談体制の充実や保護者の子育てに対する悩み相談機能の充実を図り、不登校や問題行動の減少に取り組みます。	22,850

中学校クラスサポートティーチャーの配置 (子ども安全支援室)	中学校進学に伴う生活環境や学習環境の急激な変化(いわゆる「中1ギャップ」)に対応するため、中学校の第1学年の学級に非常勤講師を配置し、不登校、問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図ります。 ※第1学年の学級数が3学級以上、かつ1学級31人以上の学校の中で、特に非常勤講師を配置して対応する必要がある学校(13学校30名配置)	96,069 (学校企画課)
学びの場を支える非常勤講師配置事業 (学びいきいきサポート事業) (学校企画課)	自学教室等での個別指導を実施している中学校に対して、非常勤講師を配置し、自学教室の運営の充実や生徒指導体制の充実を図ります。(30学校30名配置)	84,767

◇生徒指導体制の確立

- (ア)各学校における全教育活動について、その在り方を見直し、積極的な生徒指導の推進を図ります。
- (イ)必要と認められる学校に児童生徒支援加配教員の配置等を行うとともに、生徒指導の充実を図るために中学校に教員を加配し、指導体制の強化を図ります。
- (ウ)高等学校に非常勤講師を配置して、生徒指導主事の負担を軽減し、生徒指導の充実強化を図ります。

②教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や活用により、学校内での相談体制を充実させるとともに、電話による相談体制を充実させます。

- スクールカウンセラーの全中学校・県立高校への配置の継続と小学校への配置の拡充
- いじめ相談テレフォンの実施や他機関が実施する電話相談との連携の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
スクールカウンセラーの配置 (子ども安全支援室)	学校の教育相談体制を強化するために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士、精神科医をスクールカウンセラーとして、平成7年度から県内の学校に配置しています。平成13年度からは国の補助事業として、中学校を中心に配置を進めています。平成29年度の配置については、117小学校、96中学校、39高等学校及び6特別支援学校に73名のスクールカウンセラーを配置しています。 さらに、平成19年度より配置校以外の小学校でも、平成26年度より配置校以外の特別支援学校でも相談できる体制としています。	(国補助事業) 115,623
電話による教育相談事業 (子ども安全支援室)	いじめに関することをはじめとする悩みの相談を受ける「いじめ相談テレフォン」を設置し、電話による相談に応じています。	22,227
医療と連携した教育相談事業 (教育センター)	島根県立こころの医療センターに隣接する“こころ・発達”教育相談室で、医療と連携した電話・来所相談を実施します。	7,355

◇生徒指導体制の確立

各学校におけるいじめ等の問題行動や不登校への対応として教育相談の体制・方法を検討し、その強化を図ります。

◇いじめ問題への対応

「島根県いじめ防止基本方針(平成26年4月策定)」や「いじめ問題対応の手引(平成27年9月改訂)」等に基づき、いじめの防止等の対策を、市町村・学校等の関係者と連携しながら実施しています。
また、「いじめ相談テレフォン」を設置し、いじめ等の問題にかかる電話相談に24時間体制で対応しています。

③いじめの問題への取組の充実

いじめの起きにくい学校・学級づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、インターネット上のいじめ等の適切な対応、保護者への啓発を行います。必要に応じて、専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。

- アンケート調査等を活用した、いじめを未然に防止する取組の推進
- インターネット上のいじめに対応した情報モラルに関する教職員向け研修の実施
- インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施
- いじめ等の問題解決を支援する有識者や弁護士等の配置
- 警察への相談・通報、警察と連携した対応などの実施

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
外部人材を活用した学校支援事業 (子ども安全支援室)	県立学校や市町村教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの生徒指導上の問題やいじめ防止対策推進法におけるいじめへの対処に対して、学校等へ「いじめ等対応アドバイザー」を派遣し、客観的・専門的立場から学校や子ども、保護者を支援します。	1,820
いじめ対応支援事業 (子ども安全支援室)	「アンケートQU」を実施し、個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を把握し、いじめ被害を受けている可能性の高い児童生徒を見出すことや、学級集団の状態を推測した上で対策的実践を推進します。	20,754

◇地域ぐるみの生徒指導の推進

児童生徒の健全育成を図るために、学校、家庭及び地域社会が一体となった相互補完的な指導体制をつくり、児童生徒の自主性や社会性を培うとともに、有機的・実効的な指導を推進します。

◇学校と警察及び児童相談所等の連携推進

平成21年7月に、島根県教育委員会と島根県警察本部・健康福祉部・環境生活部及び私学連盟が「子どもの自立支援と安全な環境確保に向けた連携に関する覚書」を締結しました。この覚書は、子どもの自立支援と安全な環境確保のため、犯罪行為や児童虐待の防止と非行問題等の解決について、特に学校と警察及び児童相談所等が、緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的としています。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめへの対応にあたっては、早期に警察に相談して対処することとしています。

④教職員の資質向上の推進

教職員がいじめや不登校の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、研修の充実に取り組みます。

- 様々な事例研究や体験活動を中心とした研修の実施

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
生徒指導主任・主事等研修(義務)・生徒指導主事研修(県立学校) (子ども安全支援室)	生徒指導主任・主事等を対象に、生徒指導上の諸課題の解決を推進していくために、校内体制を整備し、機能的な生徒指導を積極的に推進するための専門的・実践的な研修を行い、資質向上及び校内研修の充実を図ります。	—

◇生徒指導の重点

生徒指導の目的は、すべての児童生徒が社会の一員として個性の伸長を図ることを目指すところにあります。平成29年度は、特に次の諸点を重点目標とし、各学校における望ましい生徒指導の推進を図っていきます。

(ア)指導方法の工夫改善

- ・「同僚性を高める」ための取組について、研究の深化と具体的な実践方法の追求をします。
- ・特別支援教育との関連を理解するため、研修内容の工夫を行い、教職員の指導力の向上を目指します。

(イ)関係機関等との連携の推進

児童相談所等児童福祉施設、警察等の関係機関、PTA、青少年団体などの関係団体や地域住民との連携を一層強化します。

(ウ)生徒指導リーダーの育成

各学校の生徒指導主任・主事の中で、島根県の生徒指導の核となり、学校の生徒指導体制の構築を進めるリーダーの育成を目指します。

◇生徒指導体制の確立

(ア)各教育事務所の指導主事兼生徒指導専任主事及び市町村派遣指導主事の活動により、各管内の生徒指導の改善充実、生徒指導に関する小・中・高・特の連携強化及び関係諸機関との連携の充実強化を図ります。

(イ)各校種別「生徒指導の手引」、「不登校対応の手引き」、「いじめ問題対応の手引」等の資料の校内研修等における活用を図ります。

◇不登校への対応

不登校に対する教職員の正しい認識と対応能力の向上のために平成15年3月に作成し、全教職員に配布した「不登校対応の手引き」の活用を図るとともに、全小・中・高等学校・特別支援学校の生徒指導担当教員1名ずつを対象として「生徒指導主任・主事等研修」を実施することにより、各学校における校内研修の充実につなげることとしています。

⑤多様な学びの場や居場所の充実

教育支援センター(適応指導教室)等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりすることができる機会を充実させます。

○教育支援センター(適応指導教室)等の運営支援の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教育支援センター等の運営支援 (子ども安全支援室)	教育支援センターへの運営支援を行うことにより、家に閉じこもりがちな子どもに対して居場所づくりを行うとともに、不登校の子どもが集団生活や学習を行うための様々な機会を充実します。 県内には、不登校の児童生徒に対して集団生活への適応指導や基礎学力の補充等を行い、学校への復帰や将来の社会生活に適応できるようにすることを目的とした教育支援センターが、10市町(松江市、安来市、出雲市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に設置されており、未設置町村の子どもも受け入れています。	28,000

施策番号	3-(5)
施策名	文化活動の推進
島根の教育目標	高まっていく人間力
主な所管課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①文化に親しむ機会の確保

学校において子どもたちが本物の文化に直に触れ、感動し、自らも文化活動に取り組む機会を持つことができるよう、文化に関する多様な学習や体験の機会を充実させます。

○文化庁や文化団体と連携した、学校における文化芸術鑑賞の機会の確保

○文化祭などの学校行事を活用した文化に親しむ機会の確保

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
文化芸術体験の提供 (教育指導課)	文化庁や文化団体と連携して、子どもたちに対し、芸術家による講話や実技披露、ワークショップ等の実技指導などを実施することで、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うと	—

	ともに、コミュニケーション能力の育成を図ります。 (あ)文化芸術による子供の育成事業 〔芸術家の派遣事業〕(文化庁事業) 公演団体による講話、実演披露、実技指導を行います。 (い)文化芸術による子供の育成事業 〔芸術家の派遣事業 特定非営利活動法人等実施分〕 (文化庁事業) 公益財団法人しまね文化振興財団と連携し、公演団体による講話、実演披露、実技指導を行います。 (う)文化芸術による子供の育成事業 〔子供 夢・アート・アカデミー〕(文化庁事業) 日本芸術院会員が各校を訪問し、実技披露、実技指導を行います。 (え)文化芸術による子供の育成事業 〔コミュニケーション能力向上事業〕(文科省事業) 表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を取り入れた指導を行います。	
芸術鑑賞機会の提供 (社会教育課)	文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた芸術文化に親しむ機会を提供します。 (あ)文化芸術による子供の育成事業〔巡回公演事業〕(文化庁事業) 小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。 (い)伝統文化親子教室事業(文化庁事業) 伝統文化・生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供します。 (う)島根県児童青少年演劇地方巡回公演 (社)日本児童青少年演劇協会と連携し、良質な児童演劇を提供します。 (え)島根県青少年劇場小公演 (財)日本青少年文化センターと連携し、良質な芸術公演を提供します。	—

②地域と連携した文化部活動の推進

文化部活動へ地域の指導者を派遣することや文化部活動の成果を発表する機会を確保することなどにより、文化部活動を活性化させます。

- 中学校文化部による地域貢献活動や異世代交流活動の支援
- 中学校・高等学校の文化部活動への地域の指導者の派遣

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年文化活動推進事業 (社会教育課)	〔青少年文化活動の向上推進〕 文化活動への参加意欲を喚起するため、教育長による顕彰、知事激励金の授与を行います。	384
	〔青少年文化活動の普及・振興〕 島根県高等学校文化連盟が行う各部門別事業や全国高校総合文化祭への派遣などを支援することにより、高校文化活動の充実・振興を図ります。	8,576
ふるさとティーチャー派遣事業 (社会教育課)	中学・高校の文化部活動に地域の社会人指導者を派遣することにより、文化部活動の活性化、維持・向上を図ります。 また、中学校文化部による自発的な地域貢献活動・異世代間交流活動を支援することにより、中学校文化部活動の活性化と地域社会との連携協力を推進します。	10,237

施 策 番 号	4 - (1)
施 策 名	キャリア教育の推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①発達の段階に応じた取組の推進

就学前から高等学校段階までの学校種ごとの目標を関連付けながら、すべての教育活動を通して、学ぶことと生きていくこと(働くこと)の関連性について、子どもたちの理解を深めるとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせる取組を推進します。また、失敗を恐れずに進んで物事に挑戦しようとする気概や、困難に立ち向かい最後まで粘り強くやり遂げようとする力を育みます。

- 教育活動全体をキャリア教育の視点で捉えることへの教職員の共通理解の促進
- 隣接校種との情報共有などによる幼保小中高の連携の強化
- 学校・家庭・地域の連携によるキャリア教育の推進

事務事業名	事 業 内 容	予算額(千円)
みんなのまちづくり プロジェクト事業 (教育指導課)	県内の3市町村(H28-H29 邑南町、津和野町 H29-H30 安来市)を指定し、中学校区で学ぶことの意義や学びと社会のつながりを実感できるプロジェクト学習を展開し、学習意欲、知的好奇心といった「学ぶ力」を育む取組を検討します。その上で、該当地域での連携した取組を実践し、近隣の他地域に広げることで、キャリア教育の推進を図ります。	3,293

◇キャリア教育における指導の重点

- (ア) 小学校段階からの全教育活動を通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成及び望ましい勤労観・職業観の育成を図る指導を充実させます。
- (あ) 自己の特性に気付かせながら、将来への希望をもたせ、その達成に向けて意欲や能力を高める指導を推進します。また、児童生徒一人一人のキャリア発達の支援を行います。
- (い) 発達の段階に応じて、社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関係を理解できるようにするとともに、自分の力で自分の人生をつくっていくという意識をもたせたり、仕事に対する責任感や強い意志を育てたりするなどの取組を積極的に進めます。
- (う) 小学校での職場見学、中・高等学校での職場体験やインターシップなどの体験活動、ボランティア活動を充実させます。また、先輩や地元の職業人の話を聞くなどの啓発的学習を充実させます。
- (え) 中・高等学校では、適切な進路情報を幅広く収集整理し、積極的かつ適正にその活用を図ります。
- (お) 相談活動を充実することで、児童生徒を多面的に理解し、より豊かに自己を生かす能力や態度の育成に努めます。
- (イ) 基礎的・基本的事項を確実に身に付けさせるとともに、集団生活に必要な規範意識やマナー、人間関係を築く力やコミュニケーション力、情報活用力など、幅広い能力の形成を支援する指導を充実します。
- (ウ) 幼保・小・中・高の情報交換の場を積極的に設定し、児童生徒一人一人に対する継続的・系統的な進路指導・キャリア教育の充実に努めます。

②学力の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちが学ぶ意義や目的、将来を見通した進路を意識できるようにし、学習意欲が高まる取組を推進します。また、「学んだ力(知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力)」を高めるとともに、「学ぶ力(主体的に学び、向上しようとする力)」を高め、将来、社会で必要とされる学力を育成する取組を推進します。

- 大人や卒業生等から学ぶ意義や目的を学習する活動の推進
- 将来の職業や生き方を意識できる学習活動の充実
- 学ぶ意義や目的の意識付けによる学習意欲や知的好奇心を高める授業の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
学びの力向上チャレンジセミナー (教育指導課)	大学進学希望者に対するキャリア教育として、生徒に「働くこと」「進学すること」の意味を考える場を与え、社会の一員として夢の実現に向かう態度を養う高校1年生を対象とする2泊3日の合宿を行います。	645
夢実現進学チャレンジセミナー事業 (教育指導課)	県政課題となっている医師、先端的で高度な研究技術者等、将来の本県を支える人材の育成を進めるため、生徒が医学部や難関大学・学部への進路希望を実現できるよう高校2年生を対象に3泊4日の合宿を行います。	776

③社会性の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした体験活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育み、将来、社会で必要とされる社会性を育成する取組を推進します。

- 学校行事、部活動等における集団活動の推進
- 地域におけるボランティア活動の推進
- 職場・企業見学、職場体験など、地域との協働による体験活動の充実
- 社会人講話、職業意識啓発セミナーなど、社会や職業について考える活動の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
企業見学事業・職業意識啓発セミナー事業 (教育指導課)	県内で活躍する経営者・技術者等の社会人を各高等学校及び特別支援学校に招聘し、生徒が働くこと・生きることの意義について理解し、社会的・職業的自立に向けた意識が高まるよう支援します。また、県内産業や企業についての理解を深めるために、高校1・2年生及び保護者を対象に県内の企業見学を実施し、勤労観・職業観の育成を図ります。	20,030
教員連携・キャリアアップ事業 (教育指導課)	島根県の重要な課題である産業振興や県内における定住を促進するために、各地域の雇用推進協議会等と連携して地元企業と高校の教員が就職・雇用環境に関する情報交換を行う学校企業情報交換会の開催や、教員を対象としたキャリア教育推進の研修会等を行い、指導力向上を図ります。	2,348
進路指導教員代替講師配置 (教育指導課)	専門高校及び就職希望者の多い普通科高校等に非常勤講師を配置することで、進路指導主事の授業時数を軽減し、進路指導の充実・強化(県内就職率の向上、早期離職の防止)を図ります。	15,057

④ふるさと教育と関連付けた取組の推進

子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと(働くこと)の関連性を理解する取組を推進します。また、ふるさと島根に貢献しようとする心を育みます。

- 地域の「ひと・もの・こと」を活用し、地域の魅力や課題の理解が進む取組の推進
- 地域・島根と日本・世界との関連性を意識し、幅広い視野でふるさとを捉えることができる取組の推進
- 地域医療等、地域の担い手確保をテーマとした取組の充実
- 職場体験・インターンシップ等、県内企業への理解を促進する取組の充実

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
インターンシップ推進事業 (教育指導課)	生徒が主体的に進路を選択できるよう、県内企業や事業所の協力を得ながら、主として高校2年生を対象に就業体験を行い、勤労観・職業観の育成を図るとともに、生徒自らが諸課題の解決に主体的に取り組む能力と態度の育成を図ります。	9,197
学びを活かそう事業 (教育指導課)	職業教育を主とする専門高校及び理数科において、生徒が授業で行う課題研究を地元企業と連携して実施します。研究テーマを地域や専門教科の課題、地元企業のニーズとし、地域産業に対する理解を深めながら問題解決能力の醸成を図ります。 普通科高校において、過疎・高齢化が進む地域の活性化や県が抱える問題の解決を図る学習活動を通して、ふるさと意識や地域社会を理解する意識及び問題解決能力の醸成を図ります。	30,000

高等学校・特別支援学校(高等部)学科・学校紹介誌の発行(県立学校改革推進室)	県内公私立の高等学校、及び特別支援学校(高等部)の教育目標や特色、進路状況、資格取得、部活動等の設置状況、また各学科の特色や教育内容等を紹介する情報誌を作成し、中学校の教師用指導資料、生徒用学習資料として、各中学校や関係諸機関に配布します。(発行予定部数は1,350部)	—
--	---	---

施 策 番 号	4－(2)
施 策 名	特別支援教育の推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	特別支援教育課

【基本方針・主な取組】

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会や学年会などの指導体制の下で、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させます。また、関係機関等との連携により、子どもの状況や発達の段階に応じた継続性のある支援を推進します。

- 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用による指導の充実
- 医療、福祉、労働等の各関係機関との連携・情報共有による支援の充実
- 各学校種での個別の教育支援計画等の情報共有による一貫した支援の推進

事務事業名	事 業 内 容	予算額(千円)
特別な支援のための非常勤講師配置事業(にこにこサポート事業)(学校企画課)	[通常の学級] 小学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等発達障がいのある児童に対して、生活や学習上の困難を克服するために必要な支援を行うための非常勤講師を学校に配置します。 [特別支援学級] 小・中学校の特別支援学級のうち多人数の学級に対して、児童生徒一人一人の障がいの程度や特性、学力差等に応じた適切な指導及び必要な支援体制の充実を図るための非常勤講師を学校に配置します。	339,066
特別支援学校重度・重複支援事業(特別支援教育課)	特別支援学校の安全で適切な医療的ケアの実施のため、研修会を開催し、重度・重複障がいの児童生徒の教育の充実を図ります。	346
特別支援教育体制整備の推進事業(特別支援教育課)	県、各教育事務所、各市町村に連携協議会を設置し、それぞれの役割に応じて特別支援教育体制の整備を行います。専門家チームを設置し、より専門的な相談支援を小中高等学校に対して実施します。	1,451
高等学校特別支援教育ネットワーク構築事業(特別支援教育課)	圏域ごとに高等学校特別支援教育推進教員を指名し、圏域内の高等学校間の連携を図ります。高等学校特別支援教育推進連絡会を定期的に開催し、各学校の体制整備を推進します。	3,167

◇就学支援の充実

(ア)県教育支援委員会の充実

就学支援を適正かつ効果的に行うため、県教育支援委員会の充実を図るとともに、市町村教育委員会で就学の判断が困難な事例等は、県教育支援委員会において判断を行います。

(イ)市町村の就学支援の充実

市町村における就学支援体制の充実が必要であり、就学事務担当者研修会を開催して就学支援に係る業務の周知徹底を図ります。また、リーフレット「お子さまの就学のために」を配布し、幼児児童生徒の適正な就学支援の推進を図ります。今後も、各市町村の教育支援委員会が充実するよう、県教育委員会と市町村教育委員会が一層緊密な連携を図る必要があります。

◇特別支援学校における教育の充実

(ア)障がいの重度・重複化、多様化

近年、特別支援学校に就学する幼児児童生徒の障がいの状況は、重度・重複化、多様化の傾向にあり、一人一人の障がいの種類や程度、能力や適性をきめ細かくとらえ、教育的ニーズを把握し、適切な教育課程の編成と「個別の指導計画」の作成と活用、指導方法の改善・充実が必要です。

(イ)訪問教育

障がいの状態が重度あるいは重複し、通学して教育を受けることが困難な児童生徒への教育(訪問教育)については、障がいの状態や体調を考慮しつつ可能な限り学習の機会を保障していくこととしています。また、訪問教育においては、病気療養中の児童生徒もその対象とし、入院中であっても教育的空白が生じないように配慮しながら、その教育の充実に努めています。

(ウ)医療的ケア

平成12年9月から、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する緊急性の高い学校に看護師免許を有する常勤講師を配置し、児童生徒が安全に安心して学習できるよう医療的ケアを実施しています。平成24年4月からは法改正に伴う研修体制等の整備を行いました。

また、平成29年3月には「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定し、学校看護師の複数配置としたほか、指導助言体制を強化しました。

◇特別支援学級等における教育の充実

(ア)障がいの多様化

特別支援学級に在籍する児童生徒についても障がいの状況が多様化の傾向にあります。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、その在籍者数が年々増加しています。

このため、就学支援、就学判断等を適切に行うとともに、保護者の信頼と期待にこたえられる特別支援学級づくりを目指して適切な指導と必要な支援を行っていくことが必要です。

(イ)通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、「通級指導教室」を開設して指導を行っており、今後も、その一層の充実を図るよう努めます。

(ウ)開かれた特別支援教育

障がいのある児童生徒一人一人の「生きる力」を培うため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程の編成、「個別の指導計画」の作成・活用・評価を行い、指導方針の工夫・改善に努めることが必要です。

特に、特別支援学級等が小・中学校に設置されていることの意義を認識し、交流及び共同学習を推進する中で「共生社会」の実現の基礎を培うことが重要です。

さらに、家庭や地域社会、関係諸機関との連携が必要であり、その点から「個別の教育支援計画」の作成を一層推進します。

(エ)特別支援教育支援専任教員

特別支援教育に精通した小中学校等の教員を支援専任教員として各教育事務所に配置し、小中学校からの相談、特に児童生徒の障がいの実態を踏まえた個別の指導・支援方法に関する専門的な相談に対する支援を充実しています。

◇高等学校における教育の充実

平成30年度の通級による指導の制度化に向け、邇摩高等学校及び松江農林高等学校においてモデル事業を実施しています。また、圏域ごとに高等学校間で連携を図れるようネットワークの構築に取り組んでいます。

◇特別支援教育推進体制の整備・充実

平成24年度から文部科学省の補助事業として実施し、特別支援教育体制の総合的な推進を県内全体で行っています。

◇教育課程の研究

平成22年6月に島根県教育課程審議会から「望ましい教育課程の編成について」の答申を受けました。

この答申を受け、平成23年3月に「特別支援教育ハンドブック」を作成・配布し、特別支援教育のさらなる理解と推進を図っています。

◇理解・啓発の推進

特別支援教育関係者はもとより、保護者や地域社会の人々への障がいのある幼児児童生徒及びその教育に対する正しい理解と協力を得るため、特別支援教育関係団体との連携を一層強化し、理解・啓発のための各種事業の積極的な推進に努めます。

また、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習が各学校においてより一層推進され、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目指します。

②社会的・職業的自立を促進する取組の充実

特別支援学校小学部段階からのキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育、子どもの状況や適性に合った卒業後の進路開拓など、障がいのある子どもが自らの能力を最大限に発揮し、社会的・職業的に自立していくことにつながる取組を充実させます。

- 特別支援学校小学部段階からのキャリア教育の充実
- 作業学習・現場実習の支援、就労に関する情報提供の充実
- 現場実習の受入先の確保や進路開拓の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
特別支援学校職業教育・就業支援事業(あいワーク) (特別支援教育課)	社会の変化や障がいの多様化に応じた進路指導の充実、職業教育、進路開拓、卒後支援を行います。 また、知的障がい特別支援学校に非常勤講師を配置し、進路指導主事等の授業時数を軽減し、進路指導の充実・強化を図ります。	11,696

○知的障がい特別支援学校における「コース制」の導入

知的障がい特別支援学校高等部においては、より生徒一人一人の教育的ニーズ、将来の生活に合わせた指導の充実と変化する就労先への対応として、「コース制」を導入しています。

- ・「職業コース」・・・より専門的な職業教育を行い、一般就労に向けた技能や態度を培い、職業生活への適応力の向上をめざします。
- ・「総合コース」・・・個々の実態に応じた基礎的な職業教育を行い、一般就労、福祉就労で必要な基礎的な技能や態度を培い、社会生活への適応力の向上をめざします。

◇進路指導の充実

障がい等のある生徒の進路指導は、その障がいの状態や適性等を踏まえた指導により、積極的に社会参加、自立する態度の育成に努め、特に生徒の進路決定に当たっては、福祉、労働等の関係諸機関との緊密な連携を一層図ります。

③特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校における地域のセンター的機能により、担当者の専門性の向上や特別支援教育コーディネーターを中心とした子ども、保護者、教員等に対する支援を充実させます。

- 担当者の専門性向上のための研修会の充実
- 特別支援教育コーディネーターの育成

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
特別支援学校センター的機能充実事業 (特別支援教育課)	地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等からの要請に応じた情報提供・助言を行います。	12,777

◇専門教員の養成・確保

(ア)長期研修派遣

県の課題に基づき専門的研修を行い、県の特別支援教育の振興に寄与するとともに、今後の特別支援教育に関する指導的立場に立つ者を養成するため、現在、特別支援教育を担当している教員はもとより、それ以外の教員からも広く人材を求め、2年間島根大学教職大学院や1年間島根県教育センターに長期研修生として派遣しています。また、各種障がい種別ごとの専門的研修を深めるため、国立特別支援教育総合研究所へ2か月間専門研修生として派遣しています。

(イ)教員研修の充実

受講者のニーズを把握し、幼児児童生徒への具体的な支援につながる講義や演習・協議を行い、特別支援教育に関する専門性・指導力の向上を図ります。

(ウ)免許法認定講習の開催

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、一種及び二種免許状の取得に必要な単位の修得及び現職教員の資質の向上を図るため、講座を開設します。

(エ)教育研究団体の研究報告活動の充実

各学校における校内研修の充実とともに、各教育研究団体において活発な研究活動が進められてきました。

今後、一層大きな効果を上げるために、研究課題を明確にし、今日的な課題に即して、より実践的な研究が推進されるよう指導・助言に努めます。

④乳幼児等に対する早期支援の充実

乳幼児等の発達障がいのある早期発見や早期の適切な支援に取り組みます。

○乳幼児等の発達障がいに関する相談・支援の充実

○幼保小連携のための研修の実施

○保育所入所児への特別支援教育の実施

◇「市町村における早期からの一貫した支援に係る担当者会議」

特別支援教育課、健康推進課、障がい福祉課の3課合同により、障がいのある幼児児童生徒の早期からの教育相談・支援・就学支援及び就学後の適切な教育及び必要な教育支援の充実を図るため、各市町村の教育委員会、福祉、保健部局がともに研修、情報交換を行うことで連携を図ります。

施 策 番 号	4－(3)
施 策 名	幼児教育の充実
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①幼稚園教諭等の資質の向上

幼児教育に関する専門的な研修や研究などの取組により、幼稚園教諭等(「幼稚園教諭・保育士・保育教諭」をいう。以下同じ。)の資質を向上させ、教育内容や指導方法の充実を図ります。

○幼稚園教諭等を対象とした幼児教育に関する専門的な研修の実施

○幼稚園教諭等を対象とした幼児教育に関する研究・協議の実施

◇幼稚園教育の振興

(ア)幼稚園における教育内容・方法の充実

県内の各幼稚園が、地域や幼児の実態に即し、創意に満ちた特色ある教育を展開し、幼児教育の一層の充実を図る必要があります。

そのため、次の事項を重点として指導の強化を図ります。

(あ)各幼稚園の教育課程と指導計画を改善します。

適切な教育目標を設定して、園や幼児の実態に即した教育課程を編成し、これに基づいて具体的な指導計画を作成するよう指導します。

(い)一人一人を見つめ生かす指導方法を探求します。

幼児の興味や願いを生かし、自主的・自発的に活動できるような指導方法を工夫します。そのため、特に園内研修の充実を図ります。

(う)研修講座の内容を充実させます。

県教育委員会が主催する研修講座等について、内容の充実を図ります。

なお、幼稚園、保育所、認定子ども園の連携・協力を推進する観点から保育士、保育教諭の参加について配慮します。

・新規採用幼稚園教諭研修・教職経験11年目研修(幼稚園)

・幼保小連携講座

・就学前人権・同和教育講座

・幼稚園教育課程研修

②幼稚園等と小学校の連携の強化

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、幼稚園等と小学校との連携を強化する取組を推進します。

- 幼稚園等と小学校の子どもたちの交流の促進
- 幼稚園等と小学校の職員間の交流・情報交換の実施

◇幼稚園教育の振興

(ア)幼稚園における学校・家庭・地域社会との連携

幼稚園教育は、小学校以降の生活や学習の基盤につながります。また、幼児の生活は、家庭を基盤として、地域社会を通じて次第に広がりをもっていきます。

そのため、次の事項を重点として指導の強化を図ります。

(あ)幼児の発達や学びの連続性を踏まえた教育の在り方を追求します。

幼・保・認定子ども園等と小学校の連携した教育について、合同研修の在り方、教育課程の編成の仕方などを研究します。

(い)幼稚園と家庭・地域社会の連携を推進します。

基本的な生活習慣の育成や健康づくり、体力づくりを中心として、家庭・地域社会と密接な連携の下に、幼稚園教育の展開を図ります。

③子育て支援の充実

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するなど、子育て支援の充実を図るため、関係部局・機関との連携を強化します。

- 関係部局・機関と連携した子育てに関する相談、情報提供などの保護者に対する支援の推進

施 策 番 号	4－(4)
施 策 名	離島・中山間地域の教育力の確保
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①へき地・複式教育の充実

離島・中山間地域において、地域の教育資源や複式学級の特色を生かした教育の充実を図ります。

- 地域の自然、歴史、文化、伝統などを生かした教育の推進
- 複式教育の手引きの作成など、複式教育の研究の充実
- 教員の指導力向上のためのへき地・複式教育の研修機会の充実

◇へき地教育振興施策

本県の小・中学校の約28.6%(平成29年度)が国指定のへき地学校であり、本県教育の振興は、これらへき地学校の教育の充実向上に負うところが極めて大きい状況です。県教育委員会は、昭和48年以来へき地教育の充実を県教育行政の重点施策の一つに掲げ、学級編制基準の改善、へき地小規模校への教員加配等に努めており、現在、国指定へき地学校の児童・生徒数が全体の8.8%であるのに対して、小・中学校教員の17.6%がその指導に当たっています(平成29年5月)。

◇へき地教育・複式教育における指導の重点

一人一人の児童生徒を大切にした教育、豊かな人間性・社会性を育む教育、確かな学力を身に付けさせる教育を目指し、次のような基本的な考え方にに基づき指導の強化を図ります。

- (ア)地域の「ひと・もの・こと」などの教育資源を生かしながら、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の生きる力を育成します。
- (イ)へき地学校及び複式学級を有する学校の長所を生かし、学校・学級経営の創意工夫、指導形態や指導方法の工夫などにより、課題を克服し、強みと変えます。
- (ウ)学校を地域に開き、家庭や地域の教育力を学校教育に有効に生かします。

◇指導力を充実するための施策

(ア)複式教育総合支援事業を実施し、複式教育の充実を図ります。

- ・松江・浜田・隠岐の3会場で、複式教育研修を実施します。
- ・複式教育の手引きを作成・配付し、その活用を図ります。
- ・複式教育についての委託研究を行い、指定校3校による研究成果の普及を図ります。
- ・他の都道府県の複式教育研究について視察研修を行い、研修成果に基づいた指導の充実を図ります。

(イ)複式学級指導についての出前講座の実施

- ・複式教育についての基本的な考え方、複式学級の授業づくり、特に学年別指導のポイントや児童の主体的な学習を促すガイド学習等について実践事例を基にした講義、模擬授業、演習等を行います。

(ウ)複式学級の指導資料の活用を図ります。

(エ)へき地教育関係の講座・研究会への参加奨励

全国へき地教育研究大会等へ教員及び指導主事を派遣します。

②離島・中山間地域における教育魅力化の推進

学校・家庭・地域の連携を図りながら、離島・中山間地域における教育魅力化を推進します。

- ふるさと教育とキャリア教育を一体的にとらえ、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を貫いて一体的・系統的な教育活動を展開
- 多様な個性の広がりのある子ども一人一人を伸ばすための教育支援員の配置を充実
- 公設塾、公民館等での放課後学習などを通じた家庭学習の支援

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
中山間地域・離島の県立高校の魅力ある学校づくり事業 (教育指導課)	中山間地域・離島の県立高校と地域が一体となって取り組む高校魅力化の取組を支援します。 ○高校を含む地域の協議会の活動費の交付	61,709
市町村の教育魅力化支援事業 (教育指導課)	市町村が取り組むふるさと教育・キャリア教育の充実など、小中学校等の魅力的な教育環境づくりを支援します。 ○統括プロデューサーの配置 ○教育の魅力向上に向けた活動費の交付	60,500

施策番号	4－(5)
施策名	私立学校への支援
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	総務部総務課

【基本方針・主な取組】

①私立学校における教育の支援

建学の精神と独自の教育方針の下で経営される私立学校に対して、教育環境を整備するための支援を行います。

- 教育条件の維持・向上、経営の健全性の向上のための助成の実施
- 特色ある教育活動のための助成の実施
- 教育施設の耐震化のための助成の実施

②私立高等学校等の生徒の就学の支援

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減する支援を行います。

- 私立高等学校等に在籍する経済的理由から授業料の納付が困難な生徒の授業料の減免に対する支援

施 策 番 号	4－(6)
施 策 名	「生きる力」を支える健康づくり
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	保健体育課

【基本方針・主な取組】

①望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進

就学前から高等学校までの発達の段階に応じて、地域が一体となって取り組む「早寝・早起き・朝ごはん」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など望ましい生活習慣が身に付くようにします。

〔未就学児〕

- 幼稚園等・家庭・地域の連携による「早寝・早起き・朝ごはん」などの取組の普及
- 幼稚園等・地域の要請に応じた生活習慣づくりに係る専門家の派遣

〔小・中学生〕

- 学校保健委員会を活性化させるための研修の実施
- 健康づくりに係る専門家の学校・地域への派遣
- 子どもの健康づくりと生活習慣充実に対する取組への支援
- 「食の学習ノート」の活用促進

〔高校生〕

- 学校保健委員会を活性化させるための研修の実施
- 健康づくりに係る専門家の学校・地域への派遣

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
子どもの健康づくり事業 (健康づくり推進室)	健康とメディアの関わりについて科学的根拠等をもとに伝え、具体的な行動に結びつく予防策や対応策を提示することのできる専門家を学校等の要請に応じて派遣します。 学校におけるメディアに関わる活動をより充実させ、メディア情報から子どもたちを守るための「メディアリテラシー」を育成することの有効性について調査研究をし、その成果を県内に普及します。 また、心や体に悩みをもった児童生徒が増加している現状から医師等専門家の協力を得て、健康相談事業を実施し、健康相談の充実を図ります。	3,761
健康教育推進事業 (健康づくり推進室)	養護教諭、保健主事を対象とした研修及び健康教育等の優れた取組を行った学校等を表彰することにより、健康教育を推進します。 また、学校保健総合支援事業により、県内の子どもたちの現代的健康課題に対応するための取組を行います。	5,249
児童生徒の健康管理実施事業 (健康づくり推進室)	県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するとともに、県立学校の児童生徒の健康診断等を実施し、健康の保持増進を図ります。	70,460

◇保健・安全教育の充実

- (ア) 保健・安全教育については、学校行事等とのかかわりを重視し、保健学習との関連を図りながら、児童生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体を通じて、計画的・継続的に実施します。
- (イ) 現代的な健康課題等を具体的に取り上げたり、健康・安全に関する科学的な思考力や判断力を養う指導方法を工夫したりすることにより、意志決定能力や行動選択能力を高めます。
- (ウ) 心や体の悩みをもつ児童生徒の個別指導の充実と、健康な生活に向けての豊かな心づくりを、学級活動等を通じて進めます。また、児童生徒が好ましいライフスタイルを身に付けるように努めます。
- (エ) エイズ教育・性に関する指導については、人間関係力やコミュニケーション能力の育成を基盤とし、「性に関する指導の手引」(平成24年2月作成)や「島根県性に関する指導実践事例集」(平成29年2月作成)を積極的に活用して、各教科等を有機的に関連づけて、計画的・継続的・組織的に指導します。

特に、児童生徒の実態や発達の段階を考慮し、校内外の連携を図りながら指導計画づくりと効果的な指導実践に努めます。

- (オ) 保健主事が中心となり、学校・家庭・地域及び関係機関・団体と密接な連携を図りながら、児童生徒の健康増進や健康課題解決をめざす学校保健委員会の充実に努めます。
- (カ) 具体性、実効性のある「学校保健計画」「学校安全計画」の作成と着実な実践に努めます。
- (キ) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の各団体及び学校保健会等との密接な連携により、保健・安全指導の推進を図ります。
- (ク) 平成25年度に改訂した第二次「しまねっ子元気プラン」に基づいて、今後も学校・家庭・地域の関係機関・県が緊密に連携し、児童生徒の健康課題の解決及び基本的生活習慣の確立を図ります。

◇保健・安全管理の充実

- (ア) 定期及び臨時の健康診断や日常の健康観察により、適切な健康相談や事後指導を行うよう努めます。また、児童生徒が主体的に健康管理に努めるよう指導の充実に努めます。
- (イ) 学校の施設設備、通学路等についての適切な安全点検や環境衛生検査を、定期的にはもとより、日常的にも実施します。また、その事後措置の徹底を図り、安全で衛生的な教育環境づくりに努めます。
- (ウ) 学校プールの事故を防止するために、プール管理研修を開催したり、学校プール管理マニュアル等を活用したりすることにより、学校プールの安全管理及び衛生管理の徹底を図ります。
- (エ) 学校における救急体制を確立し、緊急時に適切な対応ができるように努めます。また、緊急連絡体制の整備に努めます。

◇教職員研修の充実

「島根県教職員研修計画」に基づき、健康教育担当教員、保健主事、養護教諭等を対象にした研修を開催します。また、中央で開催される各種の研修会等への派遣を行います。

◇調査研究の推進

- (ア) 学校保健、学校歯科保健、学校安全優良学校等を育成するなど、各学校の自主的研究活動を推進します。
- (イ) 健康教育(学校保健、学校安全等)に関する調査を実施し、健康教育の状況を把握し、学校運営や指導に資するようにします。

②子どもたちの体力づくりの推進

体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上を目指した授業の充実や運動プログラムの実践などの取組を通して、子どもたちの体力を育みます。

〔未就学児〕

- 運動遊びやレクリエーションの取組の普及
- 保護者・幼稚園教諭等を対象とした、未就学児の体力向上に関する学習機会の充実

〔小・中学生〕

- 「しまねっ子！元気アップ・プログラム」の普及と充実
- 体力づくりの研究の成果や運動遊びの普及
- 体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣
- レクリエーション協会、放課後子ども教室等と連携した取組の充実
- 女子の運動離れや運動部活動離れに対応した教材の工夫・開発などによる授業の改善

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
未就学児の体力向上支援事業 (保健体育課)	未就学児の保育に関わる大人(幼稚園教諭、保育士、地域指導者、保護者他)を対象とした、発達段階に応じた多様な動きの獲得や体を動かすことが楽しいと実感できるプログラムについての指導者養成講習会を開催します。	901
レクリエーションによる体力向上事業 (保健体育課)	県レクリエーション協会会員及び加盟団体の指導により、幼稚園・保育所、小学校等で休み時間や放課後を中心にレクリエーションを中心とした活動を実施し、積極的に遊びや運動に親しみきっかけとします。	3,000

地域と連携した子ども の体力向上支援 事業 (保健体育課)	地域人材の指導のもと、未就学児や小学生を対象に遊びを中心とした日常生活でも気軽にできる運動や、様々な動きを取り入れたプログラムを児童クラブや放課後子ども教室、総合型地域スポーツクラブなど県内各地域の団体で実施します。	862
広報活動事業 (保健体育課)	元気アップレポート(体力・運動能力調査報告書)を作成し、子どもたちの体力向上の必要性やプログラム等の周知・広報を行います。	486
学校体育ステップアップ事業 (保健体育課)	体育授業力の向上を目指し、専門性の高い大学の教授等による研修会を実施します。	996
学校体育指導力向上事業 (保健体育課)	「島根県教職員研修計画」に基づいた研修や実技研修を通して、県内の体育教員の専門的な指導方法や実践的な指導力の向上を図ります。	5,282

◇教科指導の充実

- (ア) 体育については、体力の向上と生涯スポーツに結びつく適切な運動経験を重視する観点から、保健については、自他の生命を尊重し、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎を養う観点から、指導法の改善を図ります。
- (イ) 小学校では発達の段階に応じた学習内容を適切な学習方法で、中学校及び高等学校では課題解決的な学習及び学校や生徒の実態に応じた選択制授業を積極的に取り入れ、多様な学習形態を用いることで、一人一人に応じた学習指導の充実を図ります。
- (ウ) ねらいに沿った評価規準を設定し、指導計画に位置づけるとともに、多様な評価方法を用いた評価活動を実践し、指導の改善に役立てます。
- (エ) 中学校において必修化された武道の授業については、安全管理の徹底を図る上で授業開始前や終了時の健康観察や活動中における安全確認に努めます。そして、生徒の学習段階や個人差を踏まえた無理のない段階的な指導を行います。

◇教職員研修の充実

- (ア) 「島根県教職員研修計画」に基づき、各種研修・講座を実施し、体育科・保健体育科経営の充実と指導力の向上を図ります。

研修・講座名	開 催 形 態
小学校体育科実技講座 中・高等学校体育実技講座	3地区単位に分け輪番で年1回実施
中学校体育教員武道・ダンス研修	・中学校保健体育科(特別支援学校中学部教員を含む)の授業担当で、 〈ダンス〉平成27年度、28年度に本研修未受講の者 〈武道〉11年目研修を終えていない武道授業担当者(平成27・28年度本研修受講者を除く) (希望) 中学校保健体育科(特別支援学校中学部教員を含む)の授業担当で希望する者 高等学校保健体育科教員で希望する者

- (イ) 指導主事による訪問指導や各種の研修会を通して、学校における組織的、計画的な研修の促進を図ります。
- (ウ) 文部科学省、教員研修センター等主催研修会(子どもの体力向上指導者養成研修等)への派遣を行います。

◇調査研究の推進

- (ア) 島根県保健体育優良学校等を育成するなど、各学校の自主的研究活動を促進します。
- (イ) 小・中学校において作成する「体力向上推進計画」の実践に向け、保健体育課指導主事が学校訪問で指導助言を行いながら、自校の児童生徒の体力・運動能力の実態を調査研究し、学校体育活動の指導に資するようにします。

◇学校体育団体等の育成と事業の促進

- (ア) 各学校体育団体(島根県高等学校体育連盟、島根県中学校体育連盟)の育成に努め、各種体育大会の運営に対して助成し、事業の促進を図ります。
- (イ) 各学校体育研究団体(島根県学校体育研究連合会、島根県小学校体育連盟、島根県中学校保健体育研究会、島根県高等学校保健体育研究会)と密接に連携し、教職員の資質の向上に併せ、健康や体力の保持増進を図ります。

◇保健体育優良学校・功労者の表彰

- (ア) 島根県保健体育優良学校
保健体育に関して優れた取組を行っている県内の学校を表彰し、保健体育の充実・発展を図るための表彰制度であり、引き続き優良校の育成・発掘を支援します。
- (イ) 全国学校体育研究優良校
島根県保健体育優良学校として表彰を受けた学校の中から島根県学校体育研究連合会が推薦し、全国審査の結果、学校体育に関する研究と実践活動に優れた成果を上げていると認められた学校が表彰されます。
- (ウ) 島根県保健体育功労者
本県の学校体育の振興と発展に顕著な業績を上げた指導者を表彰するものです。候補者の推薦は、島根県学校体育研究会連合会所属の評議員が行い、同会会長が委嘱した審査会で功労者を決定します。
- (エ) 全国学校体育研究功労者
学校体育の研究・実践に精励しその成果を上げるとともに、人格・識見に優れ、県内、地域において模範となる者が表彰されます。

③食育の推進

子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動植物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ったりするなど、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を一層推進します。

- 保育園等・学校の要請に応じた食育の専門家の派遣
- 栄養バランスの整った朝食や和食メニューのレシピの普及
- 幼稚園等・学校の給食への導入を目的とした和食に係る調理講習会の開催
- 和食の普及を目的とした講演会の開催
- 「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の提供

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
食育推進事業 (健康づくり推進室)	栄養教諭や学校栄養士の資質向上等を目指し、栄養教諭研修や授業研究会を行います。 大学等と連携して、体力向上と運動しながら「食育プログラム」を開発・実践し、食育の効果検証を行います。 また、和食の良さを見直し、和食を県内全域に広めていく取組を通して、子どもたちの心身の健全な育成を図ります。	9,098
学校給食優良学校 (調理場)表彰 (健康づくり推進室)	学校給食において優れた取組を行っている幼稚園・学校等を表彰することにより、安全でおいしい学校給食の提供を図ります。	18

◇食に関する指導の充実

- (ア) 栄養の偏り、孤食、肥満、極端な痩身志向など、子どもの食を取り巻く問題は、喫緊の教育課題であることを踏まえ、教育活動全体を通した「食に関する指導」の充実を図ります。
- (イ) 食育担当者を校務分掌に明記し、「すこやかしまねっこ」(食に関する指導の指針)、食の学習ノートを活用して具体性、実効性のある「食に関する指導の全体計画」「食に関する指導の年間指導計画」の作成と着実な実践に努めます。『すこやかしまねっこ』実践事例集(小学校編)、「食育推進のための授業実践集」等を積極的に活用し、食に関する指導の充実に努めます。
- (ウ) 学校給食の特性を生かした多様な指導法の工夫により、楽しい給食を推進するとともに、望ましい人間関係の育成に努めます。また、給食主任や学級担任の役割を明確にし、日常の学校給食での指導を強化します。

- (エ) 栄養教諭、学校栄養士が学校給食の年間指導計画の策定に参画するとともに、担任教諭等を補佐し、児童生徒に対して集団または個別の指導を行うなど食に関する指導の積極的な推進を図ります。
- (オ) 栄養教諭は域内の栄養教諭未配置校の食育担当者と連携を密にするとともに、組織的な取組を推進し、必要に応じて食に関する指導についての情報提供やTT授業を行います。また、栄養教諭が県内で実施される他の栄養教諭の行う授業研究会に積極的に参加し、資質の向上に努めます。
- (カ) 学校給食優良学校・調理場(県教育長表彰・文部科学大臣表彰)の育成に努めます。

◇学校・家庭・地域が連携した望ましい食習慣の形成

- (ア) 児童生徒の食生活の実態の把握に努め、必要に応じて個別指導を行うとともに、学校・家庭・地域が連携して望ましい食習慣を形成するよう努めます。
- (イ) 給食試食会や食育講演会等への保護者の参加を積極的に進め、学校給食に対する理解を深めるとともに、正しい食生活の定着に努めます。

◇学校給食の食事内容の充実と多様化

- (ア) 献立や調理の工夫により、栄養バランスの整ったおいしい食事の提供に努めます。
- (イ) 郷土食・行事食を取り入れるなど、食事内容を多様化したり、和食調理講習会を開催したりして、日本型食生活の推進を図ります。
- (ウ) しまね・ふるさと給食月間の実施等を通して、「生きた教材」となる地場産物を活用した学校給食を推進します。
- (エ) 米飯給食の週4回程度の実施に努めます。
- (オ) 「和食&人気レシピ集」の積極的な活用を図ったり、朝食にみそ汁を飲むことを推進したりすることを通して、和食の良さを見直し、学校給食に和食メニューを積極的に提供します。

◇学校給食用物資の安定供給と安心・安全の確保

学校給食会や食材業者との連携を密にし、良質で低廉な学校給食用物資の安定供給を進めるとともに、安全で安心な学校給食の提供に努めます。

施 策 番 号	4 - (7)
施 策 名	学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	学校企画課・教育指導課・福利課

【基本方針・主な取組】

①系統的な人材育成の実施

教員採用方針・教職員育成方針を策定し、系統的な人材育成を実施します。

- 優れた人材確保をめざした採用試験の工夫・改善
- 教育職員の成長段階を意識した育成指標の策定
- 小中学校事務職員を対象とした人材育成基本方針の策定
- 採用時点からの計画的、段階的な研修の実施

②学校訪問指導や研修等の充実

学校訪問指導や研修等のシステムを抜本的に見直し、教科指導や学校マネジメント等の実践力の育成、効果を検証できる指導・研修システムの構築・実施に取り組みます。また、意欲のある教員を支援するため、自主研究組織の活性化を促進するとともに、教員の多忙感の解消に向けた取組を進めます。

- 指導主事等による学校訪問指導の指導システムの改善
- 研修の効果を検証できる研修内容や研修方法の改善
- 教員の自主研究組織への支援
- 業務改善等による教員の多忙感の解消

◇教育センター等における研修の改善(再掲)

- (ア) 指導や研修の目的を学校の管理職や指導主事が共有し、学校現場において研修成果を検証することで、事後の指導や研修の改善を行います。
- (イ) 喫緊の課題や県の実態に対応した研修となるよう内容を精選します。
- (ウ) 指導主事の指導力を高める研修を実施します。

◇授業研究に基づく校内研修の活性化(再掲)

- (ア) 各学校が組織的に授業改善を進めていけるよう、授業研究に基づく校内研修の方法についての研修を充実し、校内研修を活性化します。
- (イ) 教員個々の「自己目標評価シート」を、OJTに活用します。
- (ウ) 本庁各課・教育センター・教育事務所が発信している教員向け情報を一元化し、教員が利用しやすい仕組みについて検討します。

◇学校訪問指導による指導(再掲)

- (ア) 学校訪問指導の種類
 - (あ) 教育課程の管理等に係る学校訪問指導
主として、学校の実態や要望を把握し、その実態や要望に応じた指導・助言等を行います。
 - (い) 教科指導等に係る訪問指導
主として、学校等の要請に基づき特定の教科等における指導力の向上、生徒指導や特別支援教育及び人権・同和教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育及びふるさと教育並びに指定事業等に関わる指導・助言を行います。

③管理職のマネジメント力の向上

社会や教育環境の急激な変化に的確に対応するために、管理職の意識改革を図ります。また、管理職専用の相談窓口を設置するとともに、管理職の個別支援を実施します。このほか、指導・研修システムの中で管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化を図ります。

- 管理職の意識改革を図る研修及び個別支援の実施
- 管理職専用の相談窓口の設置
- 管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化

④「学校活動の見える化」の推進

保護者の多様な価値観、ニーズに対応するために、「学校活動の見える化」を推進します。

- 「学校運営計画(仮称)」(学習指導方針、生徒指導方針、危機管理方針、部活動方針、相談体制などを記載)の公表・周知の検討

⑤教職員の健康管理対策の推進

教職員一人一人が心身の健康を保持・増進し、資質能力を十分に発揮することができるよう、教職員の健康管理のための取組を推進します。

- 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備・充実
- メンタルヘルス研修会、心とからだの健康相談及び職場復帰支援の取組の実施
- 過重労働による健康障害防止の取組の実施

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教職員の健康管理事業 (福利課)	・労働安全衛生推進事業(衛生管理者、産業医の設置等) ・健康調査・分析事業(復職審査会、専門復職審査会等) ・健康診断事業 ・健康教育・指導事業(保健指導) ・メンタルヘルス対策事業(メンタルヘルス研修、心の健康相談、県立学校教職員のための臨床心理士による巡回相談、職場復帰支援プログラム、ストレスチェック制度)	62,152

施 策 番 号	4－(8)
施 策 名	安全・安心な教育環境の整備
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	総務課・教育施設課・教育指導課・保健体育課

【基本方針・主な取組】

①学校内外における安全確保の推進

引き続き、学校施設の耐震化・老朽化対策等を進めるとともに、学校と地域の連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。あわせて、防災教育、安全教育を計画的、継続的に取り組みます。

- 学校施設の耐震化や長寿命化対策等の推進
- 地域安全マップの普及、警察・消防団等の安全見守り体制との連携の強化
- 生活安全、交通安全、災害安全等の研修の充実
- 計画的・継続的な防災教育、安全教育の実施

事務事業名	事 業 内 容	予算額(千円)
高等学校校舎等整備事業 (教育施設課)	児童生徒等の安全確保のため、屋内運動場のバスケットゴール等の非構造部材の耐震対策(落下防止対策)等を実施します。	H29当初 302,881
特別支援学校校舎等整備事業 (教育施設課)	高等部生徒の急増に伴う校舎の狭隘化に対応するため、校舎の新增改築及び改修を実施します。 (あ)出雲養護学校整備事業 (い)松江養護学校整備事業	H29当初 467,571 H28繰越 485,655

◇公立小・中学校施設の整備

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱等に基づき、国が経費の一部を補助します。

- (i) 公立学校施設整備費負担金 …… 学校施設の新增築等に対する国庫補助
(国庫負担率 1/2～5.5/10)
- (ii) 学校施設環境改善交付金 …… 学校の耐震化、改修等に対する国庫補助
(交付金算定割合 1/3～2/3)

◇公立文教施設等災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づき、国が2/3(離島は4/5)を負担(補助)します。被害をもたらした災害が「激甚災害」として指定された場合、激甚災害法に基づき、国庫負担率が嵩上げされます。

◇交通安全教育(指導の重点)

歩行の仕方や自転車の乗り方等の指導を通して、日常生活における望ましい交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。また、学年に応じた交通安全に関する危険予測学習を実施します。更に、関係機関及び団体との密接な連携を図り、組織的な交通安全指導を推進し事故防止に努めます。

◇防災教育(指導の重点)

火災や地震、豪雨等の自然災害の発生を想定し、地域や関係機関等と連携しながら、防災への日常の備えや適切な対応がとれるように指導を行います。

◇防犯教育(指導の重点)

地域や関係機関等と連携しながら、学校防犯体制の整備を進め、児童生徒の危険予測・回避能力を身に付けるための安全教育の推進を図ります。

②危機管理対応の充実強化

様々な危機事案が発生することを念頭に危機管理対応の強化を図り、事案発生時の対応力を強化します。

- 学校における危機管理対応マニュアルの更新整備(平成29年10月「弾道ミサイル発射に係る対応」の項目を追加)
- 学校における危機管理事案発生時の支援体制の充実
- 島根原発30km圏内の学校において定めた原子力災害時の対応マニュアルの検証

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
学校安全教室推進事業 (子ども安全支援室)	学校安全の現状と課題等について理解することにより、教職員の指導力及びリーダーとしての資質を向上させ、各学校における学校安全の推進・充実に資する。	405

◇児童生徒の安全確保と学校の安全管理(指導の重点)

学校内外における様々な学校危機に対応するために、「学校危機管理の手引」を活用し、各学校の実態に応じた「学校危機管理マニュアル」の充実を図ります。また、各学校における訓練を通して学校危機管理マニュアルを改善し、児童生徒の安全教育の充実と学校の安全管理の徹底を図ります。

◇地域防災計画(原子力災害対策編)に基づく原子力災害への対応

毎年度実施される島根県防災訓練にあわせて情報伝達訓練を行う中で、対応マニュアルを検証します。

また、今後、地域防災計画(原子力災害対策編)が見直される際は、県立学校及び関係する市町村教育委員会に対し、マニュアル改訂作業の支援を行います。

③学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実

学校給食における衛生対策やアレルギー対策を関係部局等と連携を図りながら充実させます。また、学校におけるインフルエンザをはじめとした感染症等への迅速な対応を図ります。

- 学校給食における衛生管理の徹底
- 食物アレルギーに対応するための危機管理体制整備の推進
- 食物アレルギーに関する教職員研修の充実
- 学校におけるインフルエンザ等の感染症の予防の啓発、状況の把握と適切な対応

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
学校給食関係者研修会 (健康づくり推進室)	学校給食における衛生管理や食物アレルギー対応等についての研修会を実施し、学校給食を取り巻く状況について理解を深め、よりよい学校給食の提供に努めます。	119

◇学校給食環境の整備と安全・衛生管理の徹底

(ア)調理場の施設の整備を図るとともに、その安全・衛生管理に努めます。

(イ)学校給食に関する安全・衛生管理に努めます。

施策番号	4-(9)
施策名	学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	社会教育課

【基本方針・主な取組】

①地域全体で子どもを育む取組の充実

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むための連携・協力の充実を図ります。

- 地域全体で子どもを育む気運の醸成
- 地域の教育力を生かした学校支援の推進
- 関係部局等と連携した放課後・休日の子どもの居場所づくりの推進
- 関係部局等と連携した家庭の教育力向上・子育て支援の取組の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
結集!しまねの子育て協働プロジェクト市町村補助金 (社会教育課)	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育ていく活動を通して、地域全体の教育力の向上を図ります。	100,274 (うち63,559は「社会性の育成」再掲)

②子どもを支える大人の学習機会の充実

家庭や地域において子どもを育むために必要とされる資質の向上を図る取組を推進します。

- 子どもを支援するボランティア等の資質向上のための研修の充実
- 各PTA組織の連携と合同研修会の実施
- 親学プログラムを活用した家庭教育への支援の充実
- 関係部局等と連携したいじめ・児童虐待に対応する親学プログラムの開発と普及

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
親学プログラムの普及・定着 (社会教育課)	各市町村における親学プログラムや親学ファシリテーターを活用した取組を支援します。 (あ)企業等と連携した「職場で親学!!」モデル事業 (い)親学プログラムの普及・定着(「社会性の育成」再掲)	1,251 (うち1,183は「社会性の育成」再掲)
家庭教育支援体制整備事業 (社会教育課)	家庭・学校・地域社会が一体となって、「地域の子どもを地域で育てる」機運の醸成を図るとともに、子どもを核とした親子・子ども同士・地域の人々のふれあいや交流機会の充実を図り、家庭教育の支援体制を構築する。 (あ)研修事業 地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善等を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携したPTA連絡協議会や研修会を開催します。 (い)親子と地域をつなぐPTCA活動活性化事業 持続可能な地域づくりのために親世代が中心となって、多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を推進します。	1,000

③社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

社会教育主事の資格を持つ教員の小・中学校への配置を促進するとともに、学校・家庭・地域が連携・協力した社会教育を推進します。

- 公民館主事等の社会教育関係者との連携・協力の充実
- 社会教育主事を対象とした学校と地域の連携に関する研修の実施
- 大学との連携による社会教育主事講習の実施

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育主事派遣制度 (社会教育課)	県の社会教育主事を市町村教育員会に派遣し、その専門性を活かして、地域と学校が連携・協働して教育の質の向上を図ります。 ※社会教育主事派遣人数24人(7市9町1村)	—
広大講習派遣事業 (社会教育課)	公立小・中学校教員等に社会教育主事の資格を取得させるため、必要な講習へ派遣します。(上限15人)	2,775
地域教育力市町村支援事業 (社会教育課)	派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催します。	1,604

施策番号	4－(10)
施策名	社会教育の振興
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	社会教育課

【基本方針・主な取組】

①公民館活動の充実による「地域力」の醸成

公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)を高める取組を推進します。

- 地域課題の解決を図る活動を通して「地域を担う人づくり」を進める公民館等を支援する。

- 地域住民の協力を得て、宿泊を伴う体験活動の充実を図る公民館等の活動を支援する。
○地域住民を対象に、地域への愛着を深める活動を実施する公民館等を支援する。

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業 (社会教育課)	市町村が地域の教育資源を活用し、地域づくりに主体的に参加しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館機能の強化、公民館活動の充実を図るための支援を行います。 (あ)地域課題解決型公民館支援事業 (い)ふるさと体験活動モデル事業 (う)公民館ふるさと教育推進事業(「ふるさと教育の推進」再掲)	27,258 (うち5,400は「ふるさと教育の推進」再掲)

②社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進します。また、社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

- 社会教育担当者・公民館関係者等の社会教育指導者の養成研修の実施
○県民の学習支援のためのプログラムの開発と普及の推進
○情報誌やホームページ等を活用した社会教育・生涯学習に関する情報提供の充実
○社会教育における学習プログラム等に関する相談対応の実施
○市町村等が主催する社会教育に関する事業・研修等の企画・運営の相談・助言・情報提供

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育研修センター事業(人材養成) (社会教育課)	「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]を養成する研修を実施します。 (あ)人材養成研修 社会教育の実践者としての役割について理解を深め、必要な知識や技術を学ぶための研修を実施します。 ・市町村担当者研修 ・社会教育委員研修 ・公民館等職員研修 ・コーディネーター研修 ・ファシリテーター養成講座 ・親学ファシリテータープラッシュアップ研修 ・しまねの社会教育基礎講座 ・親学プログラム体験講座 ・社会教育主事講習[B] (い)社会教育にかかわる調査・研究 ・「地域魅力化プログラム」開発 ・親学プログラムの活用状況調査 ・公民館等実態調査 ・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査 ・社会教育施設職員の資質、能力にかかる研究 (う)社会教育の情報提供 ・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 ・ホームページの活用 (え)学習相談 ・学習相談に応じ、学習情報を提供(東部・西部) ・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部) ・放送大学の室内視聴・貸出(西部) (お)市町村支援 市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修支援を実施します。	2,360
社会教育研修センター事業(管理運営) (社会教育課)	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの管理運営を行います。	9,420

③社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

社会教育施設(図書館)における学習支援の取組を充実させ、県民の生涯学習を推進するとともに、青少年教育施設(県立青少年の家、県立少年自然の家)における青少年の様々な体験活動の充実を図ります。

- 図書館利用者の学習を支援する司書の配置、資質向上の推進
- 青少年を対象とした体験プログラムの開発と成果の普及
- 学校と連携した青少年の宿泊体験活動などの支援

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
県立図書館事業 (社会教育課)	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。 (あ)図書館活動推進事業 県民の学習要求に応えるため、資料提供やレファレンス等を通じて、いつでもどこでもだれでも学ぶことのできる環境を整備します。また、図書館の管理運営を行います。 (い)図書館業務市町村支援事業 県民にとって利便性の高い市町村立図書館や読書施設に対する支援を通じて、県内全域にわたる図書館サービスの充実を図ります。 (う)子ども読書推進事業 児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図ります。また、学校図書館活用教育を充実させるため、学校図書館支援機能及び人材養成機能の強化を図ります。 (え)郷土資料整備収集事業 島根県に関する古文書、古絵図等の郷土資料を調査、収集し、保存性や利便性を高めるためのマイクロフィルム化、デジタル画像化を計画的に実施します。また、郷土の記事・論文データ作成を進め、インターネットも活用して広く情報提供します。	110,469 (うち14,174は「読書活動の推進」再掲)
青少年の家事業 (体験活動・研修) (社会教育課)	小・中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、学習及び交流の機会としての「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」などの場を提供します。 (あ)受け入れ事業 湖面活動(カッター、サバニ)、創作活動等の様々な体験や研修ができるよう、施設やプログラムを提供し、指導を行います。 (い)主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供します。 (ア)春のフェスティバル (イ)サン・レイク フェスティバル (ウ)にこにこファミリー (エ)体験活動支援者養成講座 (オ)サマーチャレンジ (カ)キッズチャレンジ (キ)にんにんチャレンジ (ク)長期宿泊体験活動推進事業 (ケ)広報啓発事業	25,675

青少年の家事業 (管理運営) (社会教育課)	青少年の家の管理運営を行います。	72,790
少年自然の家事業 (体験活動・研修) (社会教育課)	小学生を中心とした子どもたちに、江津市・浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。 (あ)受け入れ事業 冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供します。 (い)主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供します。 (ア)利用団体指導者研修会(前・後期) (イ)オープンデー (ウ)チャレンジ・ザ・サマー (エ)ジュニア・サマー・キャンプ、子ども探検隊in自然の家、ジュニア・ウインターキャンプ (オ)かわいい子には旅をさせよう! (カ)森と海のつどい(アクアスとの連携事業) (キ)どんぐりの谷開放デー (ク)ボランティアスタッフ養成講座 (ケ)広報・啓発事業	14,871
少年自然の家事業 (管理運営) (社会教育課)	少年自然の家の管理運営を行います。	53,344

④青少年の人材育成の推進

公民館等が行う地域づくり活動への参加などを通して、地域を活性化しようとする青少年の育成を推進します。

- 公民館等が行う地域づくり活動と青少年を結び付ける仕組みづくりの推進
- 大学と地域の連携による地域が求める人材を育成する取組の推進

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育関係団体活性化事業 (社会教育課)	(あ)優良少年団体表彰 (い)第65回全国地域婦人団体研究大会補助金	685
生涯学習総合推進事業 (社会教育課)	(あ)島根県社会教育委員の会 (い)各種負担金	705

施策番号	4-(11)
施策名	生涯・競技スポーツの推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	保健体育課

【基本方針・主な取組】

①スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実

生涯にわたって県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できるようにするため、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを進めます。

- スポーツ・レクリエーション活動を体験する機会や交流する機会の提供
- 誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション祭でのスポレク広場の提供
- スポーツ・レクリエーション指導者の派遣

- 障がい者とともにスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ機会の充実
- 親子で行う運動プログラムや親子で身体活動に親しむ機会の提供

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
生涯スポーツ推進事業 (保健体育課)	スポーツ指導者養成研修会、スポーツ情報の提供を行うとともに、スポーツ推進に功績のあった個人・団体の表彰を行います。 しまね広域スポーツセンターにおいて、総合型地域スポーツクラブの運営・創設支援や地域における生涯スポーツの基盤づくりについての支援を行います。	17,030
健全者と障がい者のスポーツ・レクリエーション活動連携事業 (保健体育課)	健全者と障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を身近な地域で一緒に楽しむことができるように、関係者会議やモデル事業を実施するとともに、活動を支えるサポーターの養成を行います。	731
県立学校体育施設開放推進事業 (保健体育課)	近年の生涯スポーツに対する県民意識の高揚に対応するとともに、完全学校週5日制に対応した、地域に開かれた学校づくりを推進するため、「島根県立学校体育施設開放要綱」に基づき、県立学校の体育施設を地域住民に開放し、県民のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。	—
スポーツ・レクリエーション祭開催事業 (保健体育課)	〔島根県スポーツ・レクリエーション祭開催事業〕 ○目的 広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を広域的な規模で体験する場や交流する場を提供することにより、障がいのある方も含めて、県民一人一人のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって県民の生涯を通じた健康増進とスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に資するようにします。 ○基本方針 島根県内各地で、10月のスポレク月間を中心に年間を通して開催します。 ○期日 平成29年4月～平成30年2月 ○開催種目 グラウンド・ゴルフ、壮年サッカー、ソフトボール、ラージボール卓球、ターゲット・バードゴルフ、テニス、バウンドテニス、バドミントン、ボウリング、陸上、フォークダンス、ダイヤゾーン・ボール、スポンジテニス、ペタンク、オリエンテーリング、カローリング、ゴルフ、スポーツチャンバラ、ファミリーバドミントン、スキー、フェンシング、ビームライフル射撃、カヌー、ビーチボール、スポーツ鬼ごっこ、しまねレクリエーション・フェスティバル、スポレク広場	5,577
県立体育施設管理運営事業 (保健体育課)	武道館、水泳プール(以上松江市)、体育館、石見武道館(以上浜田市)、サッカー場(益田市)の管理運営を行います。	390,413

②競技の普及、競技力の向上の一体的な推進

競技人口のすそ野を広げ、優秀な競技者を発掘して強化・育成するという、競技の普及と競技力の向上を一体的に推進します。また、スポーツを「する」選手・指導者、「見る」観戦者・応援者、「支える」地域の運営・支援体制の連携強化を進めます。

- 「地域が輝くスポーツしまね推進プロジェクト」による競技力の普及・強化
- 国民体育大会(中国ブロック大会・本大会)へのサポートスタッフの派遣
- スポーツ医・科学サポート体制の構築による選手、チームへの支援
- 競技団体と地域が一体化した普及・強化策への支援

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
国民体育大会選手派遣事業 (保健体育課)	選手強化事業の成果として、高い競技力を有した競技スポーツ者を本県選手団の一員として国民体育大会へできるだけ多く派遣します。 (あ)第72回国民体育大会県予選大会の実施 陸上競技ほか36競技の予選会(平成29年4～7月) (い)第72回国民体育大会県予選大会の実施 スケート・アイスホッケー・スキー競技予選会(平成29年10月～平成30年1月) (う)第72回国民体育大会(第73回冬季大会)中国ブロック大会(広島県内他)サッカー競技ほか31競技の選手派遣 (え)第72回国民体育大会及び第73回国民体育大会(冬季)の選手派遣	90,925
国体選手強化事業 (保健体育課)	国民体育大会で、本県選手に優秀な成績を収めてもらうために、各種の競技力向上活動を実施し、選手の競技力を向上させます。 (あ)県外遠征 指定競技を対象に、県外の強豪チームと実戦を重ねて強化を図ります。 (い)強化練習会 競技団体ごとに、県内外において強化練習会を実施します。 (う)競技用具の整備 特殊用具の運搬、特殊競技練習場の維持管理・貸付料などの経費を補助します。 (え)広報活動の充実 指定競技等の練習会等の情報を報道機関等の協力により県民に周知します。7・8月を「国体選手競技力レベルアップ月間」とし、重点的な広報を行います。 (お)競技力調査 競技力向上に資するように、本県と他県の戦力を分析します。 (か)競技団体連絡会議の開催 競技団体との意見交換や強化事業の説明会等を行い、事業の円滑な推進を図ります。 (き)競技団体別指導者養成 県外優秀指導者を招聘し、県内指導者の資質向上を図るとともに、強化指定選手やチームへの直接指導により競技水準の向上を図ります。	57,662
国体チームサポーター派遣事業 (保健体育課)	国民体育大会(中国ブロック大会及び本大会)において指定競技等に支援コーチ、トレーナー等を派遣し、さらなる競技力の向上を図ります。	3,969
スポーツ医・科学サポート事業 (保健体育課)	選手やチーム等へ専門的な知識を持ったサポートスタッフ(スポーツドクター、スポーツファーマシスト、理学療法士、スポーツ栄養士、メンタルトレーナー等)を派遣し、支援することによって、競技力のさらなる向上を図ります。	9,840
地域が輝くスポーツしまね推進プロジェクト (保健体育課)	全ての競技団体への助成を行い、競技人口の拡大、関わる人の養成、地域理解の促進を図り、スポーツを通して地域の活性化に努めます。 (あ)競技スポーツの強化・普及促進 各競技団体に長期的な視点に立った選手強化・普及事業を行うための効果的な練習会・講習会・フェスティバル等の計画を促し、その計画の支援をすることにより、競技力の向上と普及を図ります。 (い)西部・隠岐拠点校強化	40,543

	東部地区に比べて人口の少ない西部・隠岐地区の競技の普及と強化を目指して、西部・隠岐地区の高校を指定して支援を図ります。 (う)関係団体との協力・連携 県、県体育協会、競技団体との連携を深め、円滑な事業の推進を図ります。	
--	--	--

③ジュニア層を中心とした競技力向上の推進

国体をはじめとする全国大会で活躍する選手を育成するためにジュニア層を中心とした競技力向上を図ります。

- 重点校等を対象とした中学生・高校生の県外遠征と県外強豪校の招請の実施
- スポーツ特別選抜推薦制度の活用
- 2020東京五輪をはじめとする国際大会へ参加する選手の発掘・育成

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
ゴールデンエイジアスリート育成事業 (保健体育課)	小学校・中学校・高等学校の全国大会で活躍が見込まれるジュニア選手の競技力を向上させるための各種事業を行います。 (あ)高等学校重点校指定・中学生指定競技強化事業 ・中学生・高校生の県外遠征 - 高校重点校指定競技や中学校指定競技(13競技)の選抜された選手を県外へ派遣し、競技力の向上を図ります。 ・県外強豪校等の招請 - 県外の強豪校等を招請し、合同練習会等を実施することにより競技力の向上を図ります。 (い)オリンピック選手育成支援 国体において最近新たに導入された競技で、全国大会等で実績を残している女子競技や、全国規模の大会や日本代表として活躍している選手及びその指導者に対して支援をすることで、2020年東京オリンピックをはじめとする国際大会で活躍できる選手の育成に努めます。 (う)関係団体との協力・連携 県、市町村、県体育協会、競技団体、企業及び学校体育団体との連携を深め、円滑な事業の推進を図ります。	44,072

④運動部活動の活性化と指導者の育成の充実

運動部活動の活性化により、競技力向上を図るとともに、運動部活動の指導者の確保と資質の向上を図ります。

- 運動部に加入する生徒の確保
- 運動部活動の指導者に対する研修会の実施
- 運動部活動への地域スポーツ指導者の派遣の推進
- 特別体育専任教員制度やスポーツ推進教員制度の活用
- 全競技団体の指導者を対象とした県内研修会や県外先進校への派遣
- 中学校・高等学校の種目別指導者研修会の実施
- 平成30年度全国中学校体育大会の開催支援

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
運動部活動指導者育成事業 (保健体育課)	運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会の実施や、専門的技術指導力のある運動部活動指導者を必要としている中学校・高等学校への地域の優秀な指導者の派遣により、運動部活動の充実を図ります。	22,556
学校体育大会支援事業 (保健体育課)	中体連・高体連が主催する大会を円滑に運営するための大会運営費の助成事業や、中・高等学校の全国大会に出場する選手の負担軽減を図るための大会出場経費の助成事業を行います。	2,009

平成30年度全国中学校体育大会開催準備事業 (保健体育課)	平成30年度に島根県内で開催される全国中学校体育大会(体操競技・新体操・バレーボール)の開催に向けて、県実行委員会(事務局:県中体連)の運営を支援し、準備を進めます。	3,000
----------------------------------	---	-------

◇体育活動の充実

- (ア)新学習指導要領の趣旨に沿い、体育的活動を教育活動の全体計画の中に位置づけ、全教職員の共通理解に基づき積極的な実践を図ります。
- (イ)児童生徒の能力や適性に応じた適切な運動部活動(課外活動)が推進されるよう努めます。(中・高種目別指導者研修会、運動部活動地域スポーツ指導者派遣事業)
- (ウ)体育施設・用具の日常的、定期的な安全点検を実施し、事故防止に努めます。
- (エ)体育活動の開始時及び終了時の健康観察や、活動中における安全確保に努めます。また、児童生徒一人一人が安全に留意して運動することができる場の確保と態度の育成に努めます。
- (オ)運動部活動調査(3年毎)を実施し、県内の小・中・高等学校の運動部活動の状況等の把握に努めます。

◇文部科学省委託事業

- (ア)「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」に基づく調査・研究事業
運動部活動地域スポーツ指導者派遣に係わる事業の質的向上と学校体育の振興を図ります。

施 策 番 号	4 - (12)
施 策 名	文化財の保存・継承と活用
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	文化財課

【基本方針・主な取組】

①文化財の保存・継承の推進

様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、新たな文化財の指定、選定を行うとともに、保存、継承活動などへの支援を行います。

- 毀損が特に著しい国指定・県指定建造物など、有形文化財の修繕、整備への助成の実施
- 無形文化財の後世への伝承のための団体活動への支援の実施

事務事業名	事 業 内 容	予算額(千円)
指定文化財等保護事務 (文化財課)	県内に広く存在する文化財について調査し、特に重要な価値を持つ物件については、文化財保護審議会に諮問の上、指定文化財として指定し、適切な保護措置をとります。また、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく登録審査を実施します。	3,642
歴史遺産保存整備事業 (文化財課)	国・県指定文化財の保存・活用のための修理や整備を促進し、地域の財産として継承に努めます。文化財の修理等について多額の経費を要するものについては、その経費の一部を助成します。	146,339
いにしへのしまね学習事業 (文化財課)	県民の文化財に対する関心を高め理解を深めるため、文化財に関する資料を収集・整理し、広く一般に公開しています。また、文化財を活用した教材・資料を作成するとともに、県民の興味・関心の高いテーマで文化財講座を開催します。このほか、文化財資料のデジタルデータ化や、寄贈図書等の整理を行います。	3,177
埋蔵文化財調査センター事業 (文化財課)	公共事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査を行うとともに、調査成果の普及活用を積極的に進めます。	794,613
八雲立つ風土記の丘事業 (文化財課)	八雲立つ風土記の丘に関する資料を適切に保管し、展示などにより活用を図ります。また、来訪者が快適に利用できるよう周辺史跡の維持・管理を行います。	61,174

古代文化の郷「出雲」調査・整備事業 (文化財課)	出雲地域に存在する貴重な文化遺産を野外博物館としてネットワーク化し、出雲全体で歴史文化が体感できる「古代文化の郷“出雲”」整備事業を実施しています。 国史跡出雲国府跡の発掘調査や県内各地に存在する文化財を活用していくための調査などを実施します。	33,263
-----------------------------	---	--------

②歴史文化情報の全国発信の充実

「神々の国しまね」プロジェクトなどにより高まった本県の歴史文化への関心を維持し、高めていくため、関係部局と連携を図りながら、県内外への継続的な情報発信を展開します。

○「出雲国風土記」の研究成果などに関する情報の全国への発信

○幅広い情報発信による全国からの島根の古代歴史文化への関心の喚起

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
島根の歴史文化活用推進事業 (文化財課)	島根の歴史文化を活用して地域の魅力を発信し、県民の郷土に対する関心や愛着を深め、対外的なイメージの醸成、交流人口の増加等を図ります。 また、国民の古代歴史文化に対する関心を高めるため、奈良県など他県と連携して、古代歴史文化に関する優れた書籍を表彰する「古代歴史文化賞」や、「古墳時代の玉類」をテーマとした共同調査研究を実施し、広く全国へ向けて情報発信を行います。	85,280

③歴史文化の調査研究の推進

島根固有の歴史文化の調査研究を推進します。

○「出雲国風土記」、歴史資料、祭礼等に関する基礎研究の実施

○島根の歴史文化に関わる特定のテーマに関する調査研究の実施

○市町村教育委員会や大学等との共同研究の実施

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
古代文化研究事業 (文化財課)	本県には古代から現代に至るまでの悠久の歴史と、荒神谷遺跡・加茂岩倉遺跡出土の青銅器に代表される有形の文化財や、神楽や隠岐国分寺蓮華会舞などの伝統芸能、神迎神事に始まる神在月の風習など独特の文化が存在します。 他の地域にはない、本県が誇る歴史と文化を積極的に活用し、県内外に広く情報発信することにより、本県固有の魅力を創出し、地域の振興を図っていきます。 このため、考古学・歴史学・民俗学・文化人類学などの総合的、基礎的な調査・研究、外部の客員研究員との共同研究、東アジア地域を視野に入れた国際的研究などに取り組み、その成果を様々な方法で情報発信していきます。	32,477

④古代出雲歴史博物館などの活用推進

古代出雲歴史博物館などの施設では、展示機能や教育機能を中心に情報発信力を更に強化し、利用を促進します。

○古代文化センターの研究成果を活用した企画展、関連する公開講座や講演会等の開催

○インターネット・広報誌等による情報発信の推進

○関係部局との連携などによる幅広い誘客活動や観光企画の実施

○子どもたちを対象とした体験活動などの「博学連携プログラム」の実施

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
古代出雲歴史博物館運営事業 (文化財課)	古代出雲歴史博物館は、日本一の高さを誇ったと言われる古代の出雲大社、日本一の出土数を誇る荒神谷遺跡の銅剣(国宝)や加茂岩倉遺跡の銅鐸(国宝)、世界遺産の石見銀山遺跡など、島根県が全国に誇る特色ある歴史文化を分かりやすく展示するとともに、全国に情報発信する施設です。 学校教育・社会教育とも密接に連携した学習機会の場とし	359,672

	て、地域に開かれた交流活動を行います。 また、島根の歴史と文化に関するネットワークの結節点として、県内の博物館・資料館や県民の皆様との協力・連携を図り、調査研究や展示を行うとともに、情報の提供や資料の保護に努めます。これにより、郷土の成り立ちを理解し、新しい文化の創造に寄与していきます。	
--	--	--

⑤石見銀山遺跡の保全管理と情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、全容解明に向けて取り組むとともに、遺跡を適切に保全し、分かりやすく伝えていくための整備、活用、情報発信を大田市と連携して進めます。

- 考古学的調査、歴史・民俗学的調査、自然科学的調査の実施
- 基礎的な調査研究の成果を基にしたテーマ研究の実施
- 史跡、重要伝統的建造物群等の修理・保全を行うための大田市への支援
- 世界遺産の価値を広く伝えるための県内外でのセミナーの開催

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 (世界遺産室)	石見銀山遺跡の全容解明に向けて、発掘調査、石造物調査、銀山に関連する古文書・文献調査などを行います。 特に、世界遺産登録時にユネスコから東アジア鉱山との比較研究を求められていることから、「東アジアの鉱山比較研究」や「最盛期石見銀山の復元」の2つのテーマで研究を進めます。 また、研究によって明らかになったことなどを、県内外でのセミナー開催などにより、広く情報発信していきます。 その他、世界遺産として適切に整備・保存管理していくために、大田市が行う遺跡の整備事業や「石見銀山世界遺産センター」の運営などを支援します。	178,978

◎第2期しまね教育ビジョン21を推進する上で基盤となるその他の取組

①県民と一体となった教育行政の推進

「第2期しまね教育ビジョン21」に基づいた教育施策の目的・内容などについて、県民に積極的に広報を行うとともに、平成14年度に条例制定した「しまね教育の日」の活用を通じた広報・広聴活動を実施します。

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教育広報・広聴事務 (総務課)	県教育行政の施策を紹介する「教育しまね」を発行するなど県教育行政の広報活動を実施します。また、教育に関する統計資料をまとめた「島根の教育」などをホームページに掲載するなど、インターネットを通して教育行政施策や活動内容を随時紹介します。 〔発行する印刷物〕 「教育しまね」「島根の教育」	1,210
「しまね教育の日」推進事務(総務課)	「しまね教育の日(11月1日)」及び「しまね教育ウィーク(11月1～7日)」に、教育を考える場を集中的に設けることにより、学校、家庭、地域、行政が一体となって教育に携わることを目的とした啓発事業を実施します。	720

②県立高校の再編成等

(ア)学級編制等

平成29年3月の県内中学校卒業生は、前年度に比べ28名増加すると見込まれましたが、県内各地域の中学校卒業生の増減や近年の定員充足状況等を考慮して、県立高校の全日制課程の入学定員を前年度と同数に据え置くこととしました。

なお、定時制課程及び通信制課程の入学定員について、前年度からの変更はありません。

(イ)教職員定数

平成29年度県立高等学校(全日制、定時制及び通信制)の教職員条例定数は、教育職員が、教員(校長、教頭、教諭及び養護教諭等)1,441名、実習助手129名、合計1,570名となり、事務職員等187名となりました。

また、特別支援学校の教職員条例定数は、教育職員が、教員(校長、教頭、教諭及び養護教諭等)865名、実習助手28名、寄宿舍指導員96名、計989名、事務職員80名となりました。

(ウ)県立学校の再編成

(関係データ「募集学級数の増減(学校別)」「学級数の推移(学校別)」については、「第3章 各種資料」に掲載しています。)

③指導体制の充実の重点

指導主事の役割の重要性に鑑み、逐次指導体制の強化を図ってきましたが、平成29年度も引き続き、次の諸点から一層の充実を図ります。

(ア)派遣指導主事制度の充実を図り、すべての市町村教育委員会に指導主事を派遣し、各市町村や各学校との連携を一層進めます。

(イ)教育指導課、保健体育課、人権同和教育課、特別支援教育課、教育センター、教育事務所等に所属する指導主事及び市町村教育委員会派遣指導主事の相互の連携を一層緊密にし、それぞれの専門性を生かして指導に当たります。

④研究指定校・研究推進地区

教育実践上当面している今日的課題に即した研究主題について、実践を通じた研究を積み上げることによって、当該学校及び推進地区の教育の充実・発展を促すとともに、その研究成果を広く県内諸学校に普及して本県教育の振興を図ります。

平成 29 年度 研究指定校等一覧表

指定研究名		年度	松江教育事務所	出雲教育事務所	浜田教育事務所	益田教育事務所	隠岐教育事務所
文 部 科 学 省	次代を担う 子どもの文化 芸術体験 事業(教育指 導課)	29	持田小学校 社日小学校	窪田小学校	石見養護学校	豊川小学校	西郷小学校、北小学 校、磯小学校、
	スクールカウンセラー 活用事業 (子ども安全支援室)	29	松江市 47校 安来市 15校 県立高校 10校 市立高校 1校 特別支援学校 1校 計 74校	出雲市 40校 雲南市 15校 飯南町 3校 奥出雲町 4校 県立高校 11校 特別支援学校 1校 計 74校	浜田市 19校 大田市 13校 江津市 8校 川本町 2校 邑南町 5校 美郷町 3校 県立高校 10校 特別支援学校 2校 計 62校	益田市 21校 津和野町 3校 吉賀町 6校 県立高校 4校 特別支援学校 1校 計 35校	西ノ島町 2校 隠岐の島町 5校 海士町 1校 知夫村 1校 県立高校 3校 特別支援学校 1校 計 13校
	スクールソーシャルワ ーカー活用事業 (子ども安全支援室)	29	松江市、安来市	出雲市、雲南市、奥 出雲町、飯南町	大田市、浜田市、江津 市、美郷町、川本町、 邑南町	益田市、津和野町、 吉賀町	隠岐の島町、海士町、 西ノ島町、知夫村
	つながる食育推進事業 (保健体育課)	29			三隅小学校		
	結集！し まねの子 育て協働 プロジェクト (社会教 育課)	17～	全市町村、全小・中学校				
	学校支援(学 校支援地域 本部)	20～	松江市、安来市	雲南市	浜田市、大田市、江津 市、川本町、美郷町、 邑南町	津和野町、吉賀町	海士町、西ノ島町、 知夫村、隠岐の島町
	放課後支援 (放課後子 ども教室)	19～	松江市、安来市	出雲市、雲南市、奥 出雲町、飯南町	浜田市、大田市、江津 市、川本町、美郷町、 邑南町	益田市、津和野町、 吉賀町	海士町、西ノ島町、 知夫村、隠岐の島町
	家庭教育支 援	24～	松江市、安来市	奥出雲町	浜田市、大田市、江津 市、川本町、美郷町、 邑南町	益田市、津和野町、 吉賀町	西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町
	土曜日の教 育支援	26～		雲南市	浜田市、江津市、川本 町、邑南町		
	人権教育研究指定校事 業(人権同和教育課)	28～29 29～30	安来第一中学校		江津東小学校		海士小学校
	外国語教育強化地域拠 点事業(教育指導課)	26～29		雲南市(吉田小、田 井小、吉田中、三刀 屋高校)			
	外部専門機関と連携し た英語指導力向上事業 (教育指導課)	26～29 27～29	松江北高校 (研修協力校)	吉田中学校 (研修協力校)			
	スーパーサイエンスハ イスクール事業(教育 指導課)	29～33 25～29		出雲高校		益田高校	
	スーパーグローバルハ イスクール事業(教育 指導課)	26～30 27～31		出雲高校			隠岐島前高校
	高等学校における個々 の能力・才能を伸ばす 特別支援教育事業(特 別支援教育課)	26～29			瀬摩高校		
	高等学校における特別 支援教育推進のための 拠点校整備事業(特別 支援教育課)	29	松江農林高校				
	通級による指導担当教 員等専門性充実事業 (特別支援教育課)	29			邑南町		
	教育課程研究指定校事 業(教育指導課)	28～29 29～30		出雲工業高校			西ノ島小学校
	高校生の基礎学力の定 着に向けた学習改善の ための調査研究事業 (教育指導課)	28～30		出雲農林高校			

指定研究名		年度	松江教育事務所	出雲教育事務所	浜田教育事務所	益田教育事務所	隠岐教育事務所
島根県教育委員会	金銭・金融教育研究校 (教育指導課)	28～29					五箇小学校
		29～30			川本中学校		隠岐高校
	学校図書館活用教育研究事業 (教育指導課)	28～29	竹矢小学校・十神小学校・社日小学校	今市小学校・北陽小学校・西野小学校・佐世小学校	大田小学校・仁摩小学校・五十猛小学校	高津小学校・高津中学校	西郷小学校
	算数授業改善推進校事業 (教育指導課)	28～30	古江小学校・社日小学校	大津小学校・掛合小学校	周布小学校・津宮小学校	吉田小学校	磯小学校
	みんなのまちづくりプロジェクト事業 (教育指導課)	28～30	安来市立第三中学校区		邑南町立石見中学校区・瑞穂中学校校区	津和野町立津和野中学校区	
	中高一貫教育推進事業 (教育指導課)	29		飯南高校・赤来中学校・頓原中学校		吉賀高校・吉賀中学校・六日市中学校・蔵木中学校・柿木中学校	
	ICT の活用による新たな学び推進事業 (教育指導課)	27～29			浜田高校		
	複式教育推進指定校事業 (教育指導課)	29	宇賀荘小学校			桂平小学校	北小学校
	特色ある学校づくりを支援する30人学級編制 (学校企画課)	29	30人学級編制 小学校16校 スクールサポート 小学校3校	30人学級編制 小学校15校 スクールサポート 小学校2校	30人学級編制 小学校8校	30人学級編制 小学校4校	
	小・中学校少人数学級編制 (小学校第3学年以上) (学校企画課)	29	小学3年 4校 小学4年 9校 小学5年 6校 小学6年 8校 中学1年 8校 中学2年 2校 中学3年 7校	小学3年 5校 小学4年 4校 小学5年 4校 小学6年 6校 中学1年 4校 中学2年 8校 中学3年 10校	小学3年 5校 小学4年 5校 小学5年 2校 小学6年 2校 中学1年 5校 中学2年 6校 中学3年 4校	小学3年 2校 小学4年 1校 小学5年 1校 小学6年 1校 中学1年 2校 中学2年 3校 中学3年 1校	小学5年 1校 中学1年 1校 中学2年 1校
	中学校クラス・サポート事業 (子ども安全支援室)	29	松江市4校	出雲市7校	浜田市2校		
	連絡調整員活用事業 (子ども安全支援室)	22～	連絡調整員 (東部2名・西部2名)				
その他	人権・同和教育研究指定校・園事業 (人権同和教育課)	28～29	安来第一中学校	飯南高校	江津東小学校 石見養護学校		
		29～30	しんじ幼保園	横田中学校			海士小学校
	特別支援教育体制整備の推進事業 (特別支援教育課)	29	全県				
	放射線教育支援事業	29	松江市	出雲市・雲南市	江津工業高校		

⑤学習指導要領の趣旨を生かした学校教育

幼稚園の教育要領、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の趣旨に沿い、本県の実態に即して充実した学校教育が行われるよう、特に次の事項に留意して指導を行います。

(ア)学習指導要領改訂の趣旨徹底

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育むことを継承する基本的な考え方に立ち、幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領が平成20年3月に告示されました。

「生きる力の育成」にあわせ、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視」「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成」を改訂の基本として、教育内容の改善が図られました。

現行幼稚園教育要領による教育は平成21年度から始まっています。小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から現行学習指導要領による教育が全面実施されています。高等学校においては、平成22年度から一部が先行して実施され、平成25年度入学者から学年進んで実施されています。

学習指導要領の改訂を受け、「しまね教育ビジョン21」の理念・目標を踏まえ、本県の地域性や実態に即した教育課程の基準の見直しを行い、平成21年度に島根県教育課程審議会答申冊子、「島根の教育で大切にしたいこと」(リーフレット)を作成して全教員に配付するとともに、「教育課程の編成・実施の手引」を各校に配付し、全面実施に向けた県の指針を示しています。さらに、改訂の趣旨を実践につなげるために「学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック」を作成し、平成22年度に小学校版を、平成23年度に中学校版を配付しました。また、小中学校には毎年「各教科等の指導の重点」を、高等学校には「各校にお伝えしたいこと」を配付しました。平成26年には、「第2期しまね教育ビジョン21」で示す施策「学力の育成」等を具体的に推進するため、「しまねの学力育成推進プラン」を策定しました。これらを活用して授業改善等を行い、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育を推進します。

また、幼稚園、小学校、中学校の次期学習指導要領が平成29年3月に告示されました。平成29年度より、この学習指導要領改訂の背景や趣旨について説明会を実施し、平成30年度から特別の教科道徳など一部が先行して実施されることに備えています。

(イ)学校運営の見直し

学習指導要領に基づく学校教育を一層充実するために、各学校が実態を踏まえ、学校運営に創意工夫が図られるよう指導します。特に、学校教育目標の具現化及び授業時数確保の方策、年間指導計画、週時間表、日課表の見直し等、児童生徒の実態に即した具体的な学校運営の検討が十分行われるよう努めます。

また、児童生徒の「生きる力」を育み、健やかな成長を促すためには、地域と一体となった特色ある教育活動や、児童生徒一人一人の個性に応じたきめ細やかな指導が大切になります。このため、各学校が教育方針や児童生徒の様子などの情報を提供し、家庭や地域社会の理解や協力を得ながら学校教育を展開するよう、学校評議員制度(平成12年4月施行)、学校運営協議会制度(平成16年9月施行)、学校支援地域本部事業(平成20年6月施行)の活用を図ります。

県立学校においては、これまで各学校で行われていた年度末評価などを見直し、保護者らの外部評価を加え、客観的に学校教育活動を検証する新しい学校評価システムを全学校で導入し、開かれた学校づくりの一層の推進に努めます。

小・中学校においては、学校評価ガイドブック「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり」(平成19年3月島根県教育委員会)に基づいた学校評価システムのさらなる充実を図り、学校関係者評価を積極的に実施し、学校関係者や地域とともに学校改善に努めます。

⑥学習指導の改善と充実

基礎的・基本的な知識や技能をきちんと身に付け、思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動の充実を図るとともに、学習指導要領に沿った学習の評価の在り方について研究を推進し、適切な評価に基づく授業改善が行われるよう努めます。学び合い高め合う集団づくりを基盤として、学習意欲を高めるとともに、一人一人の子どもを考える力を伸ばす授業を目指します。

(ア)教材・教具の効果的な活用

(あ)地域の「ひと・もの・こと」を素材とした教材化を積極的に進めます。

(い)学習指導要領に対応した教材・教具の充実に努めます。

(イ)評価方法の工夫改善

(あ)学習指導要領に示された趣旨やねらいを踏まえ、評価の基準や方法を工夫・改善します。

(い)学習の評価を通信簿や面談などを通じて日常的に児童生徒や保護者に十分説明し、評価が児童生徒の学習の改善に生かされるようにします。

⑦各教育指導の充実

(ア)環境教育の推進

学校の教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に即して人間と環境とのかかわりについて理解させ、人間生活が環境と協調していくことの意味について指導し、持続可能な社会を目指します。

また、平成22年度に策定された「第2期島根県環境基本計画」を基に、学校、家庭、地域社会での環境教育を一層推進することとしています。

学校教育における環境教育の基本的な考え方、進め方は、次のとおりです。

(あ)学校での全教育活動を通じての取組

(i)環境教育の意義や重要性を踏まえ、全教職員の共通理解のもとに、全校的な指導体制の確立に努めます。

(ii)児童生徒や地域の実態を踏まえ、環境教育の課題と指導内容を学校でのすべての教育活動の中に位置づけ、計画的にその実践に努めます。

(い)教科間の連携を踏まえた指導計画の作成

(i)各教科、道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動との関連を図り、体系的な取り扱い方をするよう指導計画を作成します。

(ii)児童生徒の発達段階や各学校の実態に応じて、各教科等の相互の関連を明確にし、連携を図ります。

(う)教材等の工夫開発と指導方法の工夫改善

(i)身近な環境問題の具体的な事例の教材化や体験活動の充実、地域の人材を生かす等、指導方法の工夫に努めます。

(イ)消費者教育の推進

平成24年12月に施行した「消費者教育の推進に関する法律」に基づく基本方針では、「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進すること」が打ち出され、消費者教育の更なる充実が求められています。

県民の消費生活の安定及び向上を目指し、消費者の自律を支援するため施行された島根県消費生活条例に基づき、はじめて島根県消費者基本計画が策定されから、これまで3期にわたり学校教育における消費者教育の推進を図ってきました。平成28年度から始まる第4期島根県消費者教育基本計画では、消費者教育を一層充実するとともに、学校、家庭、地域、職場が連携した消費者教育の推進を図っていくこととしています。

学校教育における消費者教育の主な取り組みは、次のとおりです。

(小学校及び中学校)

各小中学校が教育活動全体を通じて消費者教育が実施されるよう、消費者教育の全体計画を作成し、消費者教育の指導の充実を目指すとともに、指導主事の派遣等により、授業研究等の校内研修の充実を支援します。

(高等学校及び特別支援学校)

高等学校では、公民科、家庭科などの授業において、消費生活の現状と課題やこれからの消費生活の在り方、消費者の自立と支援などを指導します。また、生徒の実情に応じ、外部講師や教員による消費生活セミナー等を実施します。

⑧教科用図書の採択と無償給与

小・中・高等学校、特別支援学校においては、学校教育法によって文部科学大臣の検定を経た教科用図書(文部科学省検定済教科書)又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(文部科学省著作教科書)を使用しなければならないと定められています。

例外として、高等学校、特別支援学校並びに特別支援学級において、文部科学省検定済教科書や文部科学省著作教科書がない場合等、特別の場合には、これら以外の教科用図書を使用することができるとされています。(学校教育法附則第9条の規定による教科用図書)

また、国立、公立及び私立の義務教育諸学校の児童・生徒の使用する教科用図書は、全額国庫負担で給与されることとなっています。これは、憲法に掲げる義務教育無償の理念をより広く実現するため、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づくものです。

なお、平成29年度には、平成30年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書、特別支援学校小学部・中学部・高等部用教科用図書及び高等学校用教科用図書の採択を行っています。

(ア)平成29年度使用教科用図書

校 種 等	採択年度
小学校	平成26年度
小学校(特別の教科道徳)	平成29年度
中学校	平成27年度
小・中学校の特別支援学級(一般図書)	平成29年度
高等学校	平成29年度
特別支援学校	平成29年度

(イ)教科用図書の研究

教科書研究が一層推進されるように、下の7か所の教科書センターと5か所の教科書センター分館を設け、教科書見本本を展示し研究者の閲覧に供します。

・教科書センター

教科書センター名	利 用 施 設 名
松江教科書センター	島根県教育センター
出雲教科書センター	出雲市立出雲中央図書館
浜田教科書センター	島根県教育センター浜田教育センター
川本教科書センター	川本町立川本小学校
益田教科書センター	益田市立図書館
隠岐教科書センター	隠岐の島町教育委員会
海士教科書センター	海士町教育委員会

・教科書センター分館

教科書センター分館名	利 用 施 設 名
松江教科書センター安来分館	安来市教育委員会
出雲教科書センター横田分館	奥出雲町立横田中学校
出雲教科書センター掛合分館	雲南市立掛合中学校
浜田教科書センター大田分館	大田市教育委員会教育研修センター
益田教科書センター日原分館	津和野町立日原小学校

⑨教育センターの充実

教育センターは、島根県教育センター設置の趣旨に則り、国の教育改革の動向や本県教育の現状に即し、教職員の研修、教育に関する調査・研究、教育相談、教育情報事業及び学校・教職員への支援などを行うため、次の方針によって運営します。

(ア)企画・研修事業

島根県教職員研修計画の研修体系に基づいて、計画的かつ継続的な研修を行い、教職員の資質能力の向上を図ります。

(イ)調査・研究事業

本県教育の実態に即応し、学校現場で役立つ開発的かつ実践的な調査や研究を行います。

(ウ)教育情報事業

教育の情報化の推進を図り、学校現場での情報教育・教科指導におけるICT活用が進むよう支援します。

(エ)教育相談事業

教育相談の充実を図り、幼児・児童生徒の自己実現や社会的自立への支援を行います。

(オ)学校・教職員支援事業

各種教育活動に関して指導や助言を行うとともに、校内研修に協力することなどを通して、学校や教職員に対する総合的な支援に努めます。

(あ)企画・研修事業

(i)教職経験年数に応じた研修

教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる研究と修養の観点にたち、教職経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を習得させるために行う新任教職員研修(初任者研修及び新規採用教職員研修)、フォローアップ研修及び教職経験者研修等(中堅教諭等資質向上研修を含む)

(ii)管理職等研修

各学校の管理職等に対し、経験年数に応じた学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚等を目的として行う研修

(iii)職務研修

職務遂行上必要な知識・技能の習得や校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、職務や分掌上の校務に応じて受講すべき研修

(iv)テーマ研修

社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊の教育課題を解決するために行う研修

(v)能力開発研修

社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、資質能力の向上を図る研修

(vi)遠隔研修システムの導入

島根県教育センター、同浜田教育センター、隠岐合同庁舎の間にテレビ会議機能を有する遠隔研修システムを開設

(い)調査・研究事業

(i)本県の教育課題に応じた調査・研究

(ii)学校が抱える今日的な課題の解決に役立つ調査・研究

(iii)本県の教育行政に寄与する調査・研究

(う)教育情報事業

(i)教育の情報化の推進

(ア)教育事務所・市町村教育委員会との連携

(イ)ICT機器をより活用した講座及び情報モラルに関する講座の充実

(ウ)周知活動

(ii)教育情報の収集と提供(ライブラリーセンター・学校教職員支援コーナー)

(ア)学習活動等に必要の教育用資料・コンテンツ等の利用支援

(イ)ライブラリーセンター所蔵書籍の運営・管理

(iii)島根県教育センターのWebサイトの運用・管理

(iv)島根県教育情報用サーバーの運用

(ア)全県域WANを利用したインターネットサーバーの運用

・島根県教育情報ネットワーク「しまねっと」の運用支援

・県立学校ホームページサーバーの提供

・県立学校Eメールアドレスの発行と管理

・「島根県教育用ポータルサイト」の利用支援

(v)教育情報処理業務

(ア)島根県学校保健統計処理

(イ)児童・生徒の体力・運動能力調査に関する統計処理

(ウ)学力調査・学力検査分析プログラムの開発

(エ)出退勤状況記録集計プログラム管理

(え)教育相談事業

(i)所内における教育相談

(ア)不登校、いじめ、学習・集団不適応や発達等についての教育相談

(イ)教職員に対する幼児・児童生徒への支援のあり方や進め方、予防的あるいは開発的教育相談の進め方、幼児・児童生徒理解の方法等についてのコンサルテーション

(ii)出張教育相談

益田地域出張教育相談(年間3回)、川本地域出張教育相談(年間3回)で実施

(iii)医療と連携した教育相談

(ア)島根県立こころの医療センターに隣接する“こころ・発達”教育相談室で実施

(お) 学校・教職員支援事業

(i) 校内研修支援(出前講座・要請訪問)

(ア) 校内研修や教育研究団体等の研修などに指導主事等を講師、指導・助言者として派遣

(ii) 情報発信・収集

(ア) 島根県教育センターWebサイトの充実

- ・講座内容や実施要項などに関する情報の発信
- ・貸出可能な施設・設備に関する情報の発信
- ・収集資料に関する情報の発信
- ・教育の情報化に関するリンク集

(イ) 島根県教育用ポータルサイトの利用促進

- ・メニューの更新と保守作業による活用支援
- ・コンテンツの収集

(iii) 資料収集・提供

(ア) 教育研究に関する資料の収集・整理

(イ) 学習活動等に必要教育用ソフトウェアの収集・展示、試用の場の提供

(iv) 相談・問い合わせへの対応

(ア) 来所や電話等による情報処理等に関する質問、問い合わせ、相談等に対する担当指導主事による指導・助言及び情報の提供

⑩ 各種奨学事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
就学支援金 (学校企画課)	高校生に対し、授業料に充てるための就学支援金を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図る。	1,375,571
奨学のための給付金 (学校企画課)	低所得世帯に対して給付金を支給することにより、授業料以外の教育費に係る経済的負担を軽減します。	210,145
島根県高等学校等奨学事業 (学校企画課)	勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な高校生等に対して、島根県育英会を通じて、奨学金等を貸与します。	41,279
特別支援教育就学奨励費 (特別支援教育課)	特別支援学校の保護者に対し、就学に必要な経費の全部または一部を支給することによって、経済的負担を軽減します。	196,678

⑪ 福利厚生事業

(ア) 福利課の事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教職員の福利厚生事業	・福利厚生活動推進事業(事業説明会の開催、広報紙の発行等) ・退職教職員の年金・恩給支給事務事業 ・公立学校共済組合事務負担金等	90,984
教職員住宅管理事業	・教職員住宅の維持管理(修繕、特定修繕、管理経費)	87,096

(イ) 公立学校共済組合の事業

事務事業名	事業内容
短期給付事業	・医療や災害などに関する給付事業(病気・けが・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行う。)
長期給付事業	・年金に関する給付事業(老齢・障害又は死亡に対する公的年金)
福祉事業	・健康の保持増進等福祉の向上に資することを目的とした事業
(1) 保健事業	・医療保険者に義務づけられた特定健診等のほか、人間ドックなど健康の維持及び増進を図ることに重点を置いて実施しています。(特定健診・保健指導、健康管理事業、一般事業)
(2) 貸付事業	・組合員が、臨時で資金を必要とする場合(子女の教育、住宅建築、宅地購入、災害、医療、結婚等)に、貸付を行っています。
(3) 宿泊事業	・松江宿泊所「サンラポーむらくも」は教職員の福利厚生のために設立された宿泊施設です。旅行や職場の懇親会、会議、婚礼などで利用されています。

(ウ)一般財団法人島根県教職員互助会の事業

事務事業名	事業内容
公益事業	教育文化の振興発展のため、次の事業を行っています。 ・文化講演会　・文化・スポーツ活動支援事業　・学校図書充実事業 ・地域交流社会教育支援事業 ・教育啓発研修助成事業(教育関係団体・職制団体・グループ・所属所)
相互扶助事業	・会員及びその被扶養者の相互救済を目的に、病気、負傷、出産、災害などに対する給付事業を行っています。
厚生事業	会員に対し、次の助成を行っています。 ・自己啓発・リフレッシュ助成事業 会員が実施する自己啓発・リフレッシュ等の各種事業に助成 ・教育啓発研修助成事業(会員個人) 大学院派遣研修を受ける教職員に対し授業料等を助成 ・教育会館利用助成 会員又は家族が島根県教育会館に宿泊した場合、1人1泊1,000円を助成 ・縁結び事業 独身会員の出会いの場を提供 ・法律相談事業 会員又は被扶養者が弁護士に法律相談を行った場合に助成
貸付事業	・会員が臨時に資金を必要とする場合に貸付を行っています。(貸付事由は問いません。)
教育会館事業	・宿泊施設、教育関係諸団体や一般団体等への貸事務室、貸会議室、貸駐車場を運営しています。宿泊部門については、サンラポーむらくもに業務を委託しています。
団体扱保険事業	・会員が契約する保険の保険料徴収事務を団体扱いで行っています。(互助会が契約する保険会社に限ります。)
教職員積立年金事業	・公的年金の補完を図り、退職後の安定を目的として積立年金事業を実施しています。企業年金保険型で、本会が実施することによって教職員全体のスケールメリットが発揮でき、また掛金は個人年金保険料の控除対象となります。
積立貯金事業	・会員の福利向上を図るため、積立貯金事業を行っています。
福利厚生情報提供事業	・広報紙「福利しまね」・福利厚生ハンドブックを配付し、福利厚生事業説明会を開催しています。
退職互助事業	・退職後の生活をより豊かなものにするため、相互扶助の精神に基づいて退職してから70歳に達するまでの医療費補助及び年齢制限を設けず終身にわたって利用できる生きがいや健康を高める厚生事業を行っています。
生涯生活設計情報提供事業	・退職後の福利の手引を配付し、退職者説明会を開催しています。